



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*34 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則
(行政経営改革室)

*35 和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の
一部を改正する規則 (")

○ 告示

*440 職員の駐在に関する告示 (平成15年和歌山県告示第
443号) の一部改正 (行政経営改革室)

○ 訓令

*17 和歌山県内部組織規程の一部を改正する訓令
(行政経営改革室)

規 則

和歌山県規則第34号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のよう
に定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則 (昭和63年和歌山県規則第19号)
の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則 (第1条-第4条)

第2章 本庁

第1節 組織 (第5条-第8条)

第2節 主管局・主管課 (第9条・第10条)

第3節 所掌事務 (第11条-第29条)

第4節 雑則 (第30条)

第3章 地方機関

第1節 振興局

第1款 通則 (第31条-第33条)

第2款 総務企画室 (第34条-第36条)

第3款 健康福祉部 (第37条-第43条)

第4款 産業振興部 (第44条-第49条)

第5款 建設部 (第50条-第67条)

(知事直轄)

第2節 東京事務所 (第68条-第70条)

(総務部)

第3節 県税事務所 (第71条-第83条)

第4節 消防学校 (第84条-第86条)

第5節 防災航空センター (第87条-第89条)

(企画部)

第6節 文書館 (第90条-第92条)

第7節 世界遺産センター (第93条-第95条)

(環境生活部)

第8節 環境衛生研究センター (第96条-第99条)

第9節 鳥獣保護センター (第100条-第103条)

第10節 交通事故相談所 (第104条-第106条)

第11節 消費生活センター (第107条-第110条)

第12節 男女共生社会推進センター (第111条-第113
条)

第13節 動物愛護センター (第114条-第116条)

(福祉保健部)

第14節 紀南児童相談所 (第117条-第119条)

第15節 仙溪学園 (第120条-第122条)

第16節 女性相談所 (第123条・第124条)

第17節 女性保護施設なぐさホーム (第125条・第126
条)

第18節 子ども・障害者相談センター (第127条-第129
条)

第19節 精神保健福祉センター (第130条・第131条)

第20節 保健所 (第132条-第138条)

第21節 高等看護学院 (第139条・第140条)

第22節 なぎ看護学校 (第141条・第142条)

第23節 こころの医療センター (第143条-第146条)

第24節 難病・子ども保健相談支援センター (第147
条・第148条)

(商工観光労働部)

第25節 公営競技事務所 (第149条-第152条)

第26節 工業用水道管理センター (第153条-第156条)

第27節 産業技術専門学院 (第157条-第159条)

第28節 工業技術センター (第160条-第163条)

(農林水産部)

第29節 農林水産総合技術センター (第164条-第183
条)

第30節 農業大学校 (第184条-第186条)

第31節 農作物病虫害防除所 (第187条・第188条)

第32節 家畜保健衛生所 (第189条-第191条)

第33節 就農支援センター (第192条-第194条)

第34節 ふるさと定住センター (第195条-第197条)

(県土整備部)

第35節 南紀白浜空港管理事務所 (第198条-第201条)

第36節 和歌山下津港湾事務所 (第202条-第205条)

第37節 雑則 (第206条-第208条)

第4章 附属機関 (第210条)

第5章 職制等

第1節 本庁の職制 (第211条)

第2節 地方機関の職制 (第212条-第215条)

第3節 その他の職制 (第216条・第217条)

第4節 職の任命 (第218条-第221条)

附則

第5条第1項の表文化国際課の項を削る。

第6条の表総務部の部危機管理局の款総合防災課の項中「防災センター整備班」を削り、同表企画部の部計画局の款中「計画局」を「企画政策局」に改め、同款企画総務課の項中「調査調整班」を「調査調整・新エネルギー班」に改め、同項の次に次のように加える。

文化国際課	文化振興班 国際班 旅券班
-------	---------------

第6条の表企画部の部計画局の款地域振興課の項及び総合交通政策課の項を削り、同款統計課の項中「統計課」を

「調査統計課」に改め、同項の次に次のように加える。

情報政策課	行政情報化班 地域情報化班 全体最適化班 ネットワーク班 システム班
-------	------------------------------------

第6条の表企画部の部計画局の款の次に次のように加える。

地域振興局	地域づくり課	振興企画班 土地利用・水資源班 地籍調査班 世界遺産・健康村推進班
	地域交流課	交流推進班 振興支援班
	総合交通政策課	鉄道・調整班 企画調査班

第6条の表企画部の部 I T 推進局の款を削り、同表環境生活部の部食の安全局の款を次のように改める。

県民局	県民生活課	消費生活班 生活安全班
	青少年・男女共同参画課	活動支援班 健全育成班 男女共同参画班
	食品・生活衛生課	生活衛生班 食品情報班 食品衛生班 水道班

第6条の表環境生活部の部共生推進局の款を削り、同表福祉保健部の部福祉保健政策局の款長寿社会推進課の項中「長寿社会推進課」を「長寿社会課」に改め、同部健康局の款健康対策課の項中「健康対策課」を「難病・感染症対

策課」に改め、同表商工観光労働部の部商工政策局の款中「商工政策局」を「商工労働政策局」に改め、同款商工振興課の項中「商業振興班 工業振興班」を「商工支援班 金融班」に改め、同款産業支援課の項を次のように改める。

公営企業課	財務企画班 事業管理班
-------	-------------

第6条の表商工観光労働部の部商工政策局の款に次のように加える。

労働政策課	労政福祉班 就業支援班 能力開発班
-------	-------------------

第6条の表商工観光労働部の部企業立地局の款を次のように改める。

企業政策局	産業振興課	企業振興班 新事業支援班
	企業立地課	ものづくり産業立地班 新産業立地班

第6条の表商工観光労働部の部労働政策局の款を削り、同表農林水産部の部農林水産政策局の款農林水産総務課の項中「総務班」及び「工事検査班」を削り、同款食品流通課

の項中「マーケティング班 流通対策班」を「生産者支援班 販売促進班 輸出促進班」に改め、同款新ふるさと推進課の項を次のように改める。

農業農村整備課	管理指導班 事業計画班 技術管理班 整備班 防災班
---------	---------------------------

第6条の表農林水産部の部農村計画課の項及び農地整備課の項を削り、同部農業生産局の款畜産課の項中「経営班

振興班 衛生班」を「経営・振興班 衛生・環境班」に改め、同款経営支援課の項中「構造改善班」を「構造改善班 担い手育成班 農地活用班」に改め、同部森林・林業局

の款森林整備課の項中「森林保全班」を削り、同款山村振興課の項を次のように改める。

山村整備課	山村資源班 定住環境整備班
-------	---------------

第6条の表農林水産部の部水産局の款水産振興課の項中「企画振興班」を「企画流通班」に改め、「合併支援班」を削り、同表県土整備部の部県土整備政策局の款県土整備総務課の項中「防災班」を削り、同款技術調査課の項中「積算検査班」を「技術基準班」に改め、同部河川・下水道局の款河川課の項中「管理班」を「管理班 防災班」に

改め、同款砂防課の項中「管理班 計画班」を「計画管理班」に改め、同款生活排水課の項を削り、同款下水道課の項中「公共下水道班」を「管理班 企画指導班」に改め、同部都市住宅局の款公共建築課の項中「機械整備班」を「機械整備班 企画保全班」に改め、同部港湾空港振興局の款を次のように改める。

港湾空港局	港湾空港振興課	調整班 振興企画班 港湾管理班
	港湾整備課	港湾整備班 海岸防災班

第7条第1項の表果樹園芸課の項中「エコ農業推進室」を「農業環境保全室」に、「農業環境班」を「鳥獣・環境

班」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

企画総務課	コスモパーク加太対策室
環境生活総務課	自然環境室
長寿社会課	介護予防推進室
商工観光労働総務課	償還指導室
産業振興課	科学技術振興室
技術調査課	検査指導室

第7条に次の1項を加える。

3 前2項に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる課室

に同表の中欄に掲げる分室を置き、位置は同表の右欄のとおりとする。

農林水産総務課	農林水産総務課分室	田辺市
検査指導室	検査指導室分室	田辺市

第9条第2項の表企画部の項中「計画局」を「企画政策局」に改め、同表福祉保健部の項中「保健福祉政策局」を「福祉保健政策局」に改め、同表商工観光労働部の項中「商工政策局」を「商工労働政策局」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 秘書課、政策審議室及び広報室の主管課は、広報室とする。

第2章第3節及び第4節を次のように改める。

第3節 所掌事務

(秘書課の任務及び所掌事務)

第11条 秘書課は、知事及び副知事の円滑な業務遂行を補助することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 知事及び副知事の秘書に関すること。
- (2) 来賓に関すること。
- (3) 儀式及び表彰に関すること。
- (4) その他任務の達成に必要なこと。

(政策審議室の任務及び所掌事務)

第12条 政策審議室は、政策形成及び展開に資する情報の収集、分析及び調査を行い、県の施策の企画及び調整を

図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 重要政策の総合的検討、調整及び進行管理に関すること。
- (2) 重要政策に関する情報の収集、分析、調査及び研究に関すること。
- (3) 知事の特命事項に関すること。
- (4) 和歌山県東京事務所に関すること。
- (5) 知事会に関すること。
- (6) 地方分権に関すること。
- (7) 部長会議に関すること。
- (8) 振興局長会議に関すること。
- (9) プロジェクトチーム（平成17年3月28日付け人第353号で規定されたプロジェクトチーム設置基本要綱によるものをいう。）に関すること。
- (10) その他任務の達成に必要なこと。

(広報室の任務及び所掌事務)

第13条 広報室は、県政に関する情報を広く発信し、県政に対する意見を広く収集することにより、開かれた県行政の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 知事室に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 県政の広報及び報道に関すること。
- (3) 県政の広聴に関すること。
- (4) 庁内案内に関すること。
- (5) その他任務の達成に必要なこと。
- (監察査察室の任務及び所掌事務)

第14条 監察査察室は、庁内の規律を強化し、清潔な県政の実現と公務に対する県民の信頼の確保を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 不正行為等通報の処理に関すること。
- (2) 不当要求行為の処理に関すること。
- (3) 行政監察に関すること。
- (4) 職員の服務監察に関すること。
- (5) 和歌山県職員倫理規則（平成19年和歌山県規則第14号）に関すること。
- (6) その他任務の達成に必要なこと。
- (総務部各課の任務及び所掌事務)

第15条 総務部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

総務学事課

総務学事課は、和歌山県の管理運営に関する施策の総合調整、公益法人制度及び情報公開制度の円滑な運用並びに私立学校及び和歌山県立医科大学の健全な発展を支援することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 総務部に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 条例、規則、訓令その他規程形式の文書の審査に関すること。
- (3) 和歌山県報の編集及び発行並びに官報報告に関すること。
- (4) 公益法人及び公益信託に係る事務の総括に関すること。
- (5) 公印の管理に関すること。
- (6) 文書の收受、配布、発送、編さん及び保存に関すること。
- (7) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の施行に関すること。
- (8) 和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）の施行に関すること。
- (9) 和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）の施行に関すること。
- (10) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関すること。
- (11) 私立学校法（昭和24年法律第270号）の施行に関すること。
- (12) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）の施行に関すること。
- (13) 公立大学法人和歌山県立医科大学に関すること。
- (14) 他の部の主管に属しないこと。

- (15) その他任務の達成に必要なこと。

行政経営改革室

行政経営改革室は、行政運営の効率化及び行政組織の最適化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 行政組織に関すること。
- (2) 定員管理に関すること。
- (3) 行政事務の合理化及び能率向上に関すること。
- (4) 出資法人の設立及び運営の監督指導に関すること。
- (5) 事業評価に関すること。
- (6) 行財政改革推進プランに関すること。
- (7) その他任務の達成に必要なこと。

人事課

人事課は、適正な任用、給与制度の構築及び人材の配置を行い、職員が意欲をもって能力を十分発揮できる職場の形成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 職員の任免その他人事に関すること。
- (2) 職員の分限及び服務に関すること（監察査察室の所掌に属するものを除く。）。)
- (3) 職員の人事評価に関すること。
- (4) 職員の給与及び旅費に関すること。
- (5) 職員の育成に関すること。
- (6) 職員の栄典に関すること。
- (7) 地方公務員災害補償基金に関すること。
- (8) 非常勤職員の公務災害補償に関すること。
- (9) 職員の福利厚生に関すること。
- (10) 職員の安全及び健康に関すること。
- (11) 職員の児童手当に関すること。
- (12) 恩給（福祉保健総務課の所掌に属するものを除く。）及び退職年金に関すること。
- (13) 地方職員共済組合に関すること。
- (14) 財団法人和歌山県職員互助会に関すること。
- (15) その他任務の達成に必要なこと。

財政課

財政課は、健全な財政運営を維持しつつ、限られた財源を県民にとって必要な事業に効果的な配分を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 県議会に関すること。
- (2) 予算その他県の財政に関すること。
- (3) 地方交付税（県分）、県債、交通安全対策特別交付金（県分）及び一時借入金に関すること。
- (4) 県財政の公表に関すること。
- (5) 外部監査に関すること。
- (6) 当せん金付証票の発売に関すること。
- (7) 出資等法人の設立及び運営の指導監督に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。)
- (8) その他任務の達成に必要なこと。

税務課

税務課は、県税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく県税収入及び県税収入に伴う県税収入外諸収入（以下「県税収入」という。）に関すること。
- (2) 地方譲与税に関すること。
- (3) 納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）の施行に関すること。
- (4) 自動車税等証紙特別会計に関すること。
- (5) 自動車税及び自動車取得税の証紙の売りさばきに関すること。
- (6) 収納員（県税収入分）の任免に関すること。
- (7) 寄附金の受入れに関すること。
- (8) その他任務の達成に必要なこと。

市町村課

市町村課は、市町村が適正かつ効率的な行財政運営を図るよう支援を行うこと及び住居表示等地方に関する諸制度の円滑な運用を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の施行に関すること。
- (2) 市町村の廃置分合等に関すること。
- (3) 住居表示に関すること。
- (4) 広域市町村圏に関すること。
- (5) 市町村財政の早期健全化及び再生に関すること。
- (6) 市町村公営企業経営に関すること。
- (7) 市町村の地方交付税及び地方特例交付金に関すること。
- (8) 市町村税に関すること。
- (9) 市町村等地方公共団体の地方債に関すること。
- (10) 市町村の交通安全対策特別交付金及び地方譲与税に関すること。
- (11) 市町村の辺地総合整備計画に関すること。
- (12) 市町村職員の共済組合に関すること。
- (13) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第6号）の施行に関すること（市町村の土地開発公社に関する事項に限る。）。
- (14) 行政書士法（昭和26年法律第4号）の施行に関すること。
- (15) 自衛官募集事務に関すること。
- (16) その他任務の達成に必要なこと。

管財課

管財課は、行政機能が最大限に発揮されるよう、県有財産の適正な管理を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 庁舎の取締り及び維持管理に関すること。
- (2) 庁内電話に関すること。
- (3) 振興局の管理運営に関すること。
- (4) 職員住宅特別会計に関すること。

- (5) 公有財産の取得、管理及び処分の総括に関すること。
- (6) 公有財産の利活用の促進に関すること。
- (7) その他任務の達成に必要なこと。

危機管理室

危機管理室は、危機事象への適切な対応及び危機の発生時における県民の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 県政に影響を及ぼす事件、事故その他の危機管理の総合調整に関すること。
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の施行に関すること。
- (3) その他任務の達成に必要なこと。

総合防災課

総合防災課は、総合的な防災対策を推進し、県民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の施行に関すること。
- (2) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に関すること。
- (3) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）の施行に関すること。
- (4) 防災センターに関すること。
- (5) その他任務の達成に必要なこと。

消防保安課

消防保安課は、消防の充実及び産業保安の確保により、災害の防止、公共の安全確保、県民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の施行に関すること。
- (2) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び武器等製造法（昭和28年法律第145号）の施行に関すること。
- (3) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の施行に関すること。
- (4) 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）、電気工事士法（昭和35年法律第139号）及び電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の施行に関すること。
- (5) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の施行に関すること。
- (6) 和歌山県消防学校に関すること。
- (7) 和歌山県防災航空センターに関すること。
- (8) その他任務の達成に必要なこと。

第16条 職員厚生室においては、人事課の所掌事務のうち、

前条人事課の項第9号から第14号までに掲げる事務を所掌する。

(企画部各課の任務及び所掌事務)

第17条 企画部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

企画総務課

企画総務課は、県勢の発展のため、総合的な将来計画の策定、重要施策の企画、調査研究及び総合調整並びに関係機関と連絡調整を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 企画部に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 長期総合計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) 政府提案・要望に関すること。
- (4) 新政策に関すること。
- (5) 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）の施行に関すること。
- (6) 県域を越えた広域行政に関すること。
- (7) 大阪湾臨海地域開発整備法（平成4年法律第110号）の施行に関すること。
- (8) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）の施行に関すること。
- (9) 大学等高等教育機関に関すること。
- (10) 財団法人和歌山社会経済研究所に関すること。
- (11) エネルギー対策に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。
- (12) コスモパーク加太の利活用に関すること。
- (13) 和歌山県土地開発公社に関すること。
- (14) その他任務の達成に必要なこと。

文化国際課

文化国際課は、文化の振興及び国際交流の促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 文化振興政策の企画、立案及び実施に関すること。
- (2) 県民の文化活動の環境整備及び活動支援に関すること。
- (3) 県民の文化鑑賞・体験機会の創出に関すること。
- (4) 伝統的文化の保存、継承及び振興に関すること。
- (5) 文化施設の整備及び活用に関すること。
- (6) 国際文化交流の振興に関すること。
- (7) 文化に係る表彰に関すること。
- (8) 和歌山県民文化会館の設置及び運営に関すること。
- (9) 国際政策の企画、立案及び実施に関すること。
- (10) 外国地方政府との交渉及び協力に関すること。
- (11) 国際機関及び国際会議への参加及び協力に関すること。
- (12) 地方政府間の国際約束の締結及び実施に関すること。
- (13) 国際情勢に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (14) 海外県人の安全及び利益の保護及び増進に関するこ

と。

- (15) 県民の国際交流活動の環境の整備及び支援に関すること。
- (16) 県民の国際協力活動の環境の整備及び支援に関すること。
- (17) 本県に在留する外国人の安全の確保、人権の保護及び利便性の向上に関すること。
- (18) 外国における和歌山県の紹介及び県民に対する海外諸国の紹介に関すること。
- (19) 外国人に対する日本語教育に関すること。
- (20) 和歌山県国際交流センターの設置及び運営に関すること。
- (21) 旅券法（昭和26年法律第267号）の施行及び海外移住に関すること。
- (22) 和歌山県立文書館の設置及び運営に関すること。
- (23) その他任務の達成に必要なこと。

調査統計課

調査統計課は、県政に関する統計調査を実施し、政策立案の基礎となる調査分析を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）の施行に関すること。
- (2) 統計データの整備・提供・利用促進に関すること。
- (3) 県が行う統計調査に関すること。
- (4) 統計調査結果の分析に関すること。
- (5) 統計刊行物等の編集・発行に関すること。
- (6) 統計思想の普及に関すること。
- (7) 県の経済動向に関する調査分析を行うこと。
- (8) その他任務の達成に必要なこと。

情報政策課

情報政策課は、情報通信技術の普及による県民生活の向上及び情報通信技術を活用した行政の効率化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 情報通信技術に関する政策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 情報通信基盤の整備に関すること。
- (3) 情報通信格差の是正に関すること。
- (4) 情報通信技術の利活用促進に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 電子自治体の推進に関すること。
- (6) 情報システム全体最適化に関すること。
- (7) 和歌山県立情報交流センターに関すること。
- (8) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の施行に関すること。
- (9) コンピュータシステム（ホストコンピュータ及び行政事務用端末等）の運用管理及び企画調整に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 行政用情報通信ネットワーク基盤の整備、運用管理

及び企画調整に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。

(11) 情報セキュリティポリシーに関すること。

(12) その他任務の達成に必要なこと。

地域づくり課

地域づくり課は、地域資源を活用した魅力ある地域づくりの推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 地域づくりの推進に関すること。

(2) 国土調査法（昭和26年法律第180号）の施行に関すること。

(3) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の施行に関すること。

(4) 土地基本法（平成元年法律第84号）に基づく施策の総合調整に関すること。

(5) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の施行に関する次のこと。

ア 特定住宅用地の譲渡の認定

イ 土地等の譲渡予定価格に対する審査

(6) 水需要の長期計画及び水資源の総合調整に関すること。

(7) 水資源対策特別措置法（昭和48年法律第101号）の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。

(8) 世界遺産の保全・活用施策の企画及び総合調整に関すること。

(9) 世界遺産についての普及啓発に関すること。

(10) 熊野健康村の推進に関すること。

(11) 和歌山県世界遺産センターに関すること。

(12) その他任務の達成に必要なこと。

地域交流課

地域交流課は、和歌山県への移住を推進するとともに、都市と地方との交流を促進し、農山漁村の活性化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) わかやま田舎暮らし支援に関すること。

(2) 子ども農山漁村交流に関すること。

(3) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(4) 過疎対策についての基本計画、企画調整及び調査指導に関すること。

(5) 過疎対策事業に関すること。

(6) 半島振興法（昭和60年法律第63号）の施行に関すること。

(7) その他任務の達成に必要なこと。

総合交通政策課

総合交通政策課は、交通ネットワークの充実並びに公共交通の利便性向上及び利用促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 総合交通体系に関すること。

(2) 公共交通の維持、活性化及び整備促進に関すること。

(3) 関西国際空港に関すること。

(4) その他任務の達成に必要なこと。

人権政策課

人権政策課は、人権尊重の社会づくりを推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 人権施策の調査、企画及び調整に関すること。

(2) 同和行政に関すること。

(3) 人権相談に関すること。

(4) 差別事件の処理に関すること。

(5) その他任務の達成に必要なこと。

人権施策推進課

人権施策推進課は、県民の人権意識の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 和歌山県人権尊重の社会づくり条例（平成14年和歌山県条例第16号）の施行に関すること。

(2) 人権施策の総合的な推進に関すること。

(3) 人権啓発の推進に関すること。

(4) その他任務の達成に必要なこと。

第18条 コスモパーク加太対策室においては、企画総務課の所掌事務のうち、前条企画総務課の項第12号及び第13号に掲げる事務を所掌する。

（環境生活部各課の任務及び所掌事務）

第19条 環境生活部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

環境生活総務課

環境生活総務課は、環境生活政策の総合調整を行い、良好な環境の創出を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 環境生活部に関する施策の総合調整に関すること。

(2) 環境基本法（平成5年法律第91号）及び和歌山県環境基本条例（平成9年和歌山県条例第41号）の施行に関すること。

(3) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号）の施行に関すること。

(4) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）及び和歌山県地球温暖化対策条例（平成19年和歌山県条例第16号）の施行に関すること。

(5) 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の施行に関すること。

(6) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の施行に関すること。

(7) 和歌山県公害防止条例（昭和46年和歌山県条例第21号）の施行に関すること（環境管理課の所掌に属するものを除く。）。

- (8) 和歌山県地域環境保全基金の設置、管理及び処分に關する条例(平成2年和歌山県条例第8号)の施行に關すること(循環型社会推進課の所掌に屬するものを除く。)
- (9) 温泉法(昭和23年法律第125号)の施行に關すること。
- (10) 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に關する法律(平成15年法律第130号)の施行に關すること。
- (11) 和歌山県環境衛生研究センターに關すること。
- (12) 鳥獸の保護及び狩獵の適正化に關する法律(平成14年法律第88号)の施行に關すること(果樹園芸課の所掌に屬するものを除く。)
- (13) 自然公園法(昭和32年法律第161号)及び和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)の施行に關すること。
- (14) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)及び和歌山県自然環境保全条例(昭和47年和歌山県条例第38号)の施行に關すること。
- (15) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に關する法律(平成4年法律第75号)の施行に關すること。
- (16) 和歌山県自然海浜保全地区条例(平成11年和歌山県条例第8号)の施行に關すること。
- (17) 和歌山県自然保護基金の設置、管理及び処分に關する条例(昭和48年和歌山県条例第1号)の施行に關すること。
- (18) 国立公園、国定公園及び県立自然公園の施設整備に關すること。
- (19) 和歌山県ふるさと自然公園国民休養地に關すること。
- (20) 和歌山県鳥獸保護センターに關すること。
- (21) その他任務の達成に必要なこと。

循環型社会推進課

循環型社会推進課は、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を促進し、廃棄物の適正処理の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)の施行に關すること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に關する法律(昭和45年法律第137号)の施行に關すること(廃棄物対策課の所掌に屬するものを除く。)
- (3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に關する法律(平成7年法律第112号)の施行に關すること。
- (4) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)の施行に關すること。
- (5) 建設工事に係る資源の再資源化等に關する法律(平成12年法律第108号)の施行に關すること(再資源化に關することに限る。)
- (6) 使用済自動車の再資源化等に關する法律(平成14年法律第87号)の施行に關すること。

- (7) 風力発電の普及啓発・導入促進に關すること。
- (8) 和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に關する条例(平成17年和歌山県条例第31号)の施行に關すること。
- (9) 大阪湾広域臨海環境整備センターに關すること(廃棄物対策課の所掌に屬するものを除く。)
- (10) 財団法人和歌山環境保全公社に關すること。
- (11) 財団法人紀南環境整備公社に關すること。
- (12) その他任務の達成に必要なこと。

廃棄物対策課

廃棄物対策課は、産業廃棄物の適正処理の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に關する法律の施行に關すること。
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に關する特別措置法(平成13年法律第65号)の施行に關すること。
- (3) 不法投棄対策に關すること。
- (4) その他任務の達成に必要なこと。

環境管理課

環境管理課は、大気汚染、水質汚濁等公害による環境影響を低減することにより、健全な生活環境の形成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の施行に關すること。
- (2) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)及び悪臭防止法(昭和46年法律第91号)の施行に關すること。
- (3) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及び瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)の施行に關すること。
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の施行に關すること。
- (5) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に關する法律(平成11年法律第86号)の施行に關すること。
- (6) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に關する法律(平成13年法律第64号)の施行に關すること。
- (7) 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)の施行に關すること。
- (8) 石綿による健康被害の救済に關する法律(平成18年法律第4号)の施行に關すること。
- (9) 和歌山県公害防止条例の施行に關すること(特定施設その他公害の規制に關するものに限る。)
- (10) 公害の苦情処理に關すること。
- (11) その他任務の達成に必要なこと。

県民生活課

県民生活課は、県民の消費生活における利益の擁護及び安全・安心のくらしの実現を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 和歌山県消費生活条例（平成8年和歌山県条例第47号）の施行に関すること。
- (2) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の施行に関すること。
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の施行に関すること。
- (4) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行に関すること。
- (5) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）の施行に関すること。
- (6) 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）の施行に関すること。
- (7) 金融広報委員会に関すること。
- (8) 県民相談に関すること。
- (9) 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の施行に関すること。
- (10) 交通安全対策の企画及び調整に関すること。
- (11) 踏切事故防止総合対策並びに自転車駐車対策の企画及び調整に関すること。
- (12) 和歌山県交通事故相談所及び和歌山県消費生活センターに関すること。
- (13) 和歌山交通公園の管理に関すること（住宅環境課の所掌に属するものを除く。）。
- (14) 安全・安心まちづくり条例（平成18年和歌山県条例第26号）の施行に関すること。
- (15) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第61号）の施行に関すること。
- (16) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）及び和歌山県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年和歌山県条例第32号）の施行に関すること。
- (17) ボランティア活動及びNPO活動の推進に関すること。
- (18) NPOと行政の協働推進に関すること。
- (19) 和歌山県NPOサポートセンターに関すること。
- (20) ふるさと誕生日に関すること。
- (21) その他任務の達成に必要なこと。

青少年・男女共同参画課

青少年・男女共同参画課は、青少年の健全育成を推進し、男女が共に参画できる社会の実現を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 青少年の健全育成並びに男女共同参画の推進のための

総合企画及び総合調整に関すること。

- (2) 青少年の健全育成に関する推進体制の整備に関すること。
- (3) 青少年団体等の自主的かつ健全な活動の助長に関すること。
- (4) 青少年指導者の確保に関すること。
- (5) 青少年の健全育成施設の整備に関すること。
- (6) 青少年を取り巻く環境の整備及び非行等の防止に関すること。
- (7) 和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）の施行に関すること。
- (8) 和歌山県未成年者喫煙防止条例（平成20年和歌山県条例第31号）の施行に関すること。
- (9) 社団法人和歌山県青少年育成協会及び紀北公園（住宅環境課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (10) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 和歌山県男女共同参画推進条例（平成14年和歌山県条例第14号）の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。
- (13) 女性団体の連絡調整に関すること。
- (14) 和歌山県男女共生社会推進センターに関すること。
- (15) その他任務の達成に必要なこと。

食品・生活衛生課

食品・生活衛生課は、食の安全・安心及び生活衛生の確保並びに動物の愛護及び適正管理の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 食の安全に関する企画調整に関すること。
- (2) 水道法（昭和32年法律第177号）の施行に関すること。
- (3) 飲料水供給施設の布設及び維持管理の指導監督に関すること。
- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の施行に関すること。
- (5) 理容師法（昭和22年法律第234号）及び美容師法（昭和32年法律第163号）の施行に関すること。
- (6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）、興行場法（昭和23年法律第137号）、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）及びクリーニング業法（昭和25年法律第207号）の施行に関すること。
- (7) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の施行に関すること。
- (8) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の施行に関すること。

- (9) 製菓衛生師法 (昭和41年法律第115号) の施行に関する
こと。
- (10) 調理師法 (昭和33年法律第147号) の施行に関する
こと。
- (11) 健康増進法 (平成14年法律第103号) の施行に関する
こと (特別用途表示及び栄養表示基準関係に限る。)。
- (12) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭
和45年法律第20号) の施行に関すること。
- (13) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
(昭和48年法律第112号) の施行に関すること。
- (14) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する
法律 (昭和32年法律第164号) の施行に関すること。
- (15) 動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和48年法律第1
05号) の施行に関すること (畜産課の所掌に属するも
のを除く。)。
- (16) 国民生活金融公庫法 (昭和24年法律第49号) による
融資の推薦に関すること。
- (17) 公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関すること。
- (18) 和歌山県魚介類行商条例 (昭和42年和歌山県条例第7
号) の施行に関すること。
- (19) 和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例 (平成11
年和歌山県条例第41号) の施行に関すること。
- (20) 遊泳用プールの水質、施設及び維持管理基準に関す
ること。
- (21) 和歌山県動物愛護センターに関すること。
- (22) と畜場法 (昭和28年法律第114号)、食鳥処理の事業
の規制及び食鳥検査に関する法律 (平成2年法律第70
号) 及び化製場等に関する法律 (昭和23年法律第140
号) の施行に関すること。
- (23) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法
律 (昭和25年法律第175号) の施行に関すること (農林
物資のうち飲食物品に限る。)。
- (24) その他任務の達成に必要なこと。

第20条 自然環境室においては、環境生活総務課の所掌事
務のうち、前条環境生活総務課の項第12号から第20号ま
でに掲げる事務を所掌する。

(福祉保健部各課の任務及び所掌事務)

第21条 福祉保健部各課の任務及び所掌事務は、次のとお
りとする。

福祉保健総務課

福祉保健総務課は、福祉保健政策の総合調整を行い、地
域福祉の増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 福祉保健部に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 災害救助法 (昭和22年法律第118号) 及び災害弔慰金
の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号) の施行に
関すること。
- (3) 被災者生活再建支援法 (平成10年法律第66号) の施行

に関すること。

- (4) 和歌山県愛の基金に関すること。
- (5) 社会福祉法 (昭和26年法律第45号) の施行に関する
こと (他の課室の所掌に属するものを除く。)。
- (6) 民生委員法 (昭和23年法律第198号) の施行に関する
こと。
- (7) 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30
号) の施行に関すること。
- (8) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (平
成14年法律第105号) の施行に関すること (他の課室の
所掌に属するものを除く。)。
- (9) 生活保護法 (昭和25年法律第144号) の施行に関する
こと。
- (10) 行旅病人及行旅死亡人取扱法 (明治32年法律第93
号) の施行に関すること。
- (11) 戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭和27年法律第127
号) の施行に関すること。
- (12) 未帰還者留守家族等援護法 (昭和28年法律第161
号) 及び未帰還者に関する特別措置法 (昭和34年法律
第7号) の施行に関すること。
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後
の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) の
施行に関すること。
- (14) 引揚者給付金等支給法 (昭和32年法律第109号) 及
び引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
(昭和42年法律第114号) の施行に関すること。
- (15) 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号)、戦
没者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和38年法律
第61号)、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
(昭和40年法律第100号)、戦傷病者等の妻に対する
特別給付金支給法 (昭和41年法律第109号) 及び戦没
者の父母等に対する特別給付金支給法 (昭和42年法律
第57号) の施行に関すること。
- (16) 恩給法 (大正12年法律第48号) の施行に関すること。
- (17) 旧軍人軍属であった者の身上の取扱いに関すること。
- (18) その他任務の達成に必要なこと。

子ども未来課

子ども未来課は、児童の福祉の増進、女性保護、母子保
健の推進及び少子化対策の推進を図ることを任務とし、次
の事務を所掌する。

- (1) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) の施行に関する
こと (身体障害児、知的障害児及び重症心身障害児の
福祉に関するものを除く。)。
- (2) 母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) の施行
に関すること。
- (3) 児童扶養手当法 (昭和36年法律第238号) の施行に関
すること。

- (4) 児童手当法（昭和46年法律第73号）の施行に関する
こと。
- (5) 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉に関するも
のに限る。）。)
- (6) 売春防止法（昭和31年法律第118号）の施行に関する
こと。
- (7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法
律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。
- (8) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82
号）の施行に関すること。
- (9) 母子保健法（昭和40年法律141号）の施行に関するこ
と（周産期医療体制整備に係るものを除く。）。)
- (10) 母体保護法（昭和23年法律第156号）の施行に関する
こと。
- (11) 少子化対策の企画・研究及び総合調整に関すること。
- (12) 幼保総合行政の推進に関すること。
- (13) 乳幼児及びひとり親家庭の医療費の助成に関するこ
と。
- (14) 和歌山県紀南児童相談所に関すること。
- (15) 和歌山県立仙溪学園に関すること。
- (16) 和歌山県女性相談所及び和歌山県女性保護施設なぐ
さホームに関すること。
- (17) その他任務の達成に必要なこと。

長寿社会課

長寿社会課は、高齢者の福祉の増進及び介護保険制度の円滑な実施を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の施行に関する
こと。
- (2) 社会福祉法の施行に関すること（老人福祉に関するも
のに限る。）。)
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に関するこ
と。
- (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関
する法律（平成17年法律第124号）の施行に関するこ
と。
- (5) 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進
に関する法律（平成元年法律第64号）の施行に関するこ
と。
- (6) 老人の医療費の助成に関すること。
- (7) 高齢社会対策の企画調整及び調査研究に関すること。
- (8) その他任務の達成に必要なこと。

障害福祉課

障害福祉課は、障害者及び障害児の自立と社会参加を推進し、障害者等の福祉の増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の施行に関する
こと。

- (2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行に
関すること。
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の施行に
関すること。
- (4) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の施行に
関すること。
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25
年法律第123号）の施行に関すること。
- (6) 児童福祉法の施行に関すること（身体障害児、知的
障害児及び重症心身障害児の福祉に関するものに限
る。）。)
- (7) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年
法律第134号）の施行に関すること。
- (8) 社会福祉法の施行に関すること（障害者等の福祉に
関するものに限る。）。)
- (9) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）の施行に
関すること。
- (10) 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年和
歌山県条例第10号）の施行に関すること。
- (11) 和歌山県福祉のまちづくり条例（平成8年和歌山県
条例第41号）の施行に関すること（他の課室の所掌に
属するものを除く。）。)
- (12) 重度心身障害者及び重度心身障害児の医療費の助成
に関すること。
- (13) 和歌山県子ども・障害者相談センターに関すること。
- (14) 和歌山県精神保健福祉センターに関すること。
- (15) 県が設置する障害者支援施設等に関すること。
- (16) その他任務の達成に必要なこと。

医務課

医務課は、安全・安心な医療体制の提供と充実を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関すること。
- (2) 医師法（昭和23年法律第201号）及び歯科医師法（昭
和23年法律第202号）の施行に関すること。
- (3) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）及び臨床
検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）の施
行に関すること。
- (4) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137
号）の施行に関すること。
- (5) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）の施行に関す
ること。
- (6) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）及び歯科技工
士法（昭和30年法律第168号）の施行に関すること。
- (7) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関
する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法
（昭和45年法律第19号）の施行に関すること。
- (8) 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の施行に関

すること。

- (9) 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）の施行に関すること。
- (10) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の施行に関すること。
- (11) 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）の施行に関すること。
- (12) 地域保健法（昭和22年法律第101号）の施行に関すること。
- (13) 県の保健業務等に従事した医師等の災害給付に関する条例（昭和46年和歌山県条例第7号）の施行に関すること。
- (14) 和歌山県看護職員修学資金貸与条例（昭和38年和歌山県条例第18号）の施行に関すること。
- (15) 人口動態統計及び衛生に関する調査統計に関すること。
- (16) 救急医療及び救急医療情報システムに関すること。
- (17) 母子保健法の施行に関すること（周産期医療体制整備に係るものに限る。）。)
- (18) 地域医療行政の企画、調整及び指導に関すること。
- (19) 医療安全相談に関すること。
- (20) 県立高等看護学院、県立なぎ看護学校及び県立こころの医療センターに関すること。
- (21) 財団法人和歌山県救急医療情報センターに関すること。
- (22) 保健所の統括及び運営に関すること。
- (23) その他任務の達成に必要なこと。

健康づくり推進課

健康づくり推進課は、健康づくりを推進し、県民の健康保持・増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 栄養士法（昭和22年法律第245号）の施行に関すること。
- (2) 健康増進法の施行に関すること（食品・生活衛生課の所掌に属するものを除く。）。)
- (3) 食育基本法（平成17年法律第63号）の施行に関すること（健康づくりに関することに限る。）。)
- (4) がん対策基本法（平成18年法律第98号）の施行に関すること。
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の施行に関すること。
- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の施行に関すること。
- (7) 財団法人和歌山県民総合健診センターに関すること。
- (8) その他任務の達成に必要なこと。

難病・感染症対策課

難病・感染症対策課は、難病患者の支援及び感染症対策の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 予防接種法（昭和23年法律第68号）の施行に関すること。
- (2) らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）及びハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）の施行に関すること。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関すること。
- (4) 健康危機管理の調整に関すること。
- (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の施行に関すること。
- (6) 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の施行に関すること。
- (7) 特定疾患治療研究事業による医療費等の公費負担に関すること。
- (8) 難病患者の保健・福祉に関すること。
- (9) 財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会に関すること。
- (10) 和歌山県難病・子ども保健相談支援センターに関すること。
- (11) 肝炎対策に関すること。
- (12) その他任務の達成に必要なこと。

薬務課

薬務課は、医薬品等の安定供給と安全性の確保及び薬物の乱用防止を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 薬剤師法（昭和35年法律第146号）の施行に関すること。
- (2) 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関すること（畜産課の所掌に属するものを除く。）。)
- (3) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の施行に関すること。
- (4) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、大麻取締法（昭和23年法律第124号）、あへん法（昭和29年法律第71号）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助成する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第34号）の施行に関すること。
- (5) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（平成14年法律第96号）の施行に関すること。
- (6) 薬事工業生産動態調査に関すること。
- (7) 医薬品等の生産振興対策及び需給調査に関すること。
- (8) 薬物乱用対策推進に関すること。
- (9) 骨髄バンク普及推進に関すること。
- (10) 医薬分業に関すること。
- (11) 災害対策用医薬品等備蓄に関すること。
- (12) その他任務の達成に必要なこと。

第22条 介護予防推進室においては、長寿社会課の所掌事務のうち、前条長寿社会課の項第1号（老人福祉の増進のための事業に関する事務に限る。）、第3号（介護予防に関する事務及び地域支援事業に係る市町村への助言に関する事務に限る。）及び第4号に掲げる事務を所掌する。

（商工観光労働部各課の任務及び所掌事務）

第23条 商工観光労働部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

商工観光労働総務課

商工観光労働総務課は、商工観光労働政策の総合調整を行い、経済活力の向上及び産業の発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 商工観光労働部に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 産業情報の収集及び分析に関すること。
- (3) 産業の高度情報化の推進に関すること。
- (4) 鉱業法（昭和33年法律第174号）の施行に関すること。
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の施行に関すること。
- (6) 計量法（平成4年法律第51号）の施行に関すること。
- (7) 和歌山県公営競技事務所に係るすること。
- (8) 社団法人和歌山県経済センターに関すること。
- (9) 和歌山県立わかやま館に関すること。
- (10) 中小企業振興資金の償還指導に関すること。
- (11) その他任務の達成に必要なこと。

商工振興課

商工振興課は、中小企業の団体支援及び金融支援を行い、商工業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）及び商工会法（昭和35年法律第89号）の施行に関すること。
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の施行に関すること。
- (3) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）の施行に関すること。
- (4) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）及び中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）の施行に関すること。
- (5) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）の施行に関すること。
- (6) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の施行に関すること。
- (7) 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）の施行に関すること。
- (8) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）の施行に関すること。
- (9) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）の施行に関すること。

(10) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）及び消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）の施行に関すること。

(11) 石油貯蔵施設立地対策等交付金に関すること。

(12) 中小企業の金融に関すること。

(13) 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）の施行に関すること。

(14) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）及び小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）の施行に関すること。

(15) エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成5年法律第18号）の施行に関すること。

(16) その他任務の達成に必要なこと。

公営企業課

公営企業課は、工業用水道事業及び土地造成事業を通じ、地域産業の発展に寄与することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 企業会計の業務状況の公表に関すること。
- (2) 資産の管理及び処分総括に関すること。
- (3) 和歌山県工業用水道管理センターに関すること。
- (4) その他任務の達成に必要なこと。

労働政策課

労働政策課は、労使関係の安定及び就業支援を行い、労働者の福祉の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 労働教育、労働相談及び労働事情の調査に関すること。
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）に基づく労働委員会委員の任免に関すること。
- (3) 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）に基づく争議予告に関すること。
- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の推進に関すること。
- (5) 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の推進に関すること。
- (6) 和歌山県勤労福祉会館及び和歌山県労働センターに関すること。
- (7) 雇用対策法（昭和41年法律第132号）の施行に関すること。
- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）の施行に関すること。
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の施行に関すること。
- (10) 地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）の施行に関すること。

- (11) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の施行に関すること。
- (12) 和歌山県職業能力開発審議会に関すること。
- (13) 県立産業技術専門学院に関すること。
- (14) 和歌山県職業能力開発協会に関すること。
- (15) その他任務の達成に必要なこと。

産業振興課

産業振興課は、和歌山県内企業及び産業との連携を強化するとともに、企業ニーズを踏まえた総合的支援を行い、県内産業の育成・発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 和歌山県工業技術センターに関すること。
- (2) 財団法人わかやま産業振興財団に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 国際経済交流の推進に関すること。
- (4) 地場産業の振興に関すること。
- (5) 新産業創出・育成に関すること。
- (6) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）の施行に関すること。
- (7) 産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）の施行に関すること。
- (8) 下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）の施行に関すること。
- (9) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）の施行に関すること。
- (10) 中小企業の技術指導、知的財産支援に関すること。
- (11) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）の施行に関すること。
- (12) 中小企業地域資源活用プログラムに関すること。
- (13) 和歌山県優良県産品の推奨に関すること。
- (14) 科学技術の振興に関すること。
- (15) 科学技術基本法（平成7年法律第130号）の施行に関すること。
- (16) その他任務の達成に必要なこと。

企業立地課

企業立地課は、企業誘致を行い、新たな産業の創出と雇用の場の確保を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 誘致対象企業に対する情報提供を行うこと。
- (2) 工場立地法（昭和34年法律第24号）の施行に関すること。
- (3) 和歌山県産業開発基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和57年和歌山県条例第7号）及び和歌山県企業立地促進資金貸付基金の設置及び管理に関する条例（昭和58年和歌山県条例第8号）の施行に関すること。
- (4) 電源立地特別交付金に関すること。
- (5) 企業立地促進対策に係る助成金及び資金貸付金に関すること。

- (6) 企業用地等整備促進に係る補助金に関すること。
- (7) 企業誘致対策本部に関すること。
- (8) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行に関すること。
- (9) その他任務の達成に必要なこと。

観光振興課

観光振興課は、観光資源の特性を活かした観光の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 観光地の振興に関すること。
- (2) 観光旅客の来訪促進に関すること。
- (3) 観光施策の調査、研究及び企画に関すること。
- (4) 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）の施行に関すること。
- (5) 旅行業法（昭和27年法律第239号）の施行に関すること。
- (6) 観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）の施行に関すること。
- (7) 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成4年法律第88号）の施行に関すること。
- (8) 社団法人和歌山県観光連盟に関すること。
- (9) その他任務の達成に必要なこと。

観光交流課

観光交流課は、外国人観光及び体験型観光の促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 国際観光の推進に関すること。
- (2) 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）の施行に関すること。
- (3) 関西国際空港観光案内所運営協議会に関すること。
- (4) 観光資源の開発に関すること。
- (5) 観光資源の活用に係る各部局間の連絡調整に関すること。
- (6) 通訳案内業法（昭和24年法律第210号）の施行に関すること。
- (7) その他任務の達成に必要なこと。

第24条 償還指導室においては、商工観光労働総務課の所掌事務のうち、前条商工観光労働総務課の項第10号に掲げる事務を所掌する。

2 科学技術振興室においては、産業振興課の所掌事務のうち、前条産業振興課の項第14号及び第15号に掲げる事務を所掌する。

（農林水産部各課の任務及び所掌事務）

第25条 農林水産部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産総務課

農林水産総務課は、農林水産施策の総合調整を行い、農林水産業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 農林水産部に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 食育基本法の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の施行に関すること。
- (4) 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）の施行に関すること。
- (5) 農地法（昭和27年法律第229号）の施行に関すること。
- (6) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の施行に関すること。
- (7) 農業委員会及び農業会議が行う補助事業等に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 農業者年金基本法（昭和45年法律第78号）の施行に関すること（農業者年金に係る監査、指導及び委託に限る。）。
- (9) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）及び市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）の施行に関すること。
- (10) 県が施行する工事の検査（知事が別に定めるものに限る。）に関すること。
- (11) 市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施行する工事の補助金の額の確定の際必要に応じて行う現地調査（知事が別に定めるものに限る。）に関すること。
- (12) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び農業共済組合の検査に関すること。
- (13) 和歌山県農林水産総合技術センターの統轄に関すること。
- (14) 和歌山県農林水産振興資金特別会計に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (15) その他任務の達成に必要なこと。

食品流通課

食品流通課は、県産農水産物及び加工食品の販売促進に取り組み、「おいしい和歌山」の魅力を広めることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 県産農水産物・加工食品の販路開拓及び販売促進に関すること。
- (2) 販売促進施策の企画立案並びに情報の収集及び発信に関すること。
- (3) 「わかやま喜集館」物産部門の運営に関すること。
- (4) 「ふるさと和歌山わいわい市場」等通信販売の支援に関すること。
- (5) 民間アンテナショップに関すること。
- (6) 海外への販路開拓に関すること。

(7) 卸売市場法（昭和46年法律第35号）の施行に関すること。

(8) 農産物及び農産物加工品の流通に関すること。

(9) トレーサビリティシステムに関すること。

(10) その他任務の達成に必要なこと。

農業農村整備課

農業農村整備課は、農業・農村の整備を行い、活力ある農村づくりを図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に関すること（経営構造対策、農業生産総合対策、県営農道整備その他の他の課室の所掌に属する事業については法手続に限る。）。
- (2) 土地改良施設（県営農道施設その他の他の課室の所掌に属するものを除く。）の維持管理、処分及び調査等に関すること。
- (3) 農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）の施行に関すること。
- (4) 農業農村整備事業（県営農道整備、農業集落排水事業その他の他の課室の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 国営土地改良事業の施行に伴う調整及び指導に関すること。
- (6) 農業水利に係る企画及び調整に関すること。
- (7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）の施行に関すること（農地保全に限る。）。
- (8) 海岸法（昭和31年法律第101号）の施行に関すること（農地保全に限る。）。
- (9) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の施行に関すること（農地保全に係る海岸保全施設及び地すべり防止施設に限る。）。
- (10) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の施行に関すること（農地及び農業用施設に限る。）。
- (11) 県単小規模土地改良事業の指導に関すること。
- (12) 地方単独事業の実施に関すること。
- (13) 農地・水・環境保全向上対策（共同活動支援）に関すること。
- (14) 中山間ふるさと・水と土保全対策に関すること。
- (15) 中山間地域等直接支払制度に関すること。
- (16) その他任務の達成に必要なこと。

果樹園芸課

果樹園芸課は、農業技術及び経営の指導を行い、農産物の生産振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 果樹、野菜、花き、主要食糧及び特用作物の振興並びに生産技術の改善指導に関すること。
- (2) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の施行に関すること。

- (3) 主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）の施行に関すること。
- (4) 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）の施行に関すること。
- (5) 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の施行に関すること。
- (6) 水田農業構造改革対策に関すること。
- (7) 果樹、野菜、花き及び特用作物の集出荷に関すること。
- (8) 地産地消（地域で生産されたものを地域で消費することをいう。以下同じ。）並びに農産物及び農産物加工品に係る食育の実践等に関すること。
- (9) 種苗法（昭和22年法律第115号）の施行に関すること。
- (10) 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）の施行に関すること。
- (11) 農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）の施行に関すること。
- (12) 植物防疫法（昭和25年法律第151号）の施行に関すること。
- (13) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び肥料取締法（昭和25年法律第127号）の施行に関すること。
- (14) 地力増進法（昭和59年法律第34号）の施行に関すること。
- (15) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）の施行に関すること。
- (16) 有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）の施行に関すること。
- (17) 土壌保全対策に関すること。
- (18) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関すること（農林水産業に係る被害の防止及び狩猟に関することに限る。）。
- (19) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）の施行に関すること。
- (20) 農作物の野生鳥獣害防止対策に関すること。
- (21) ふるさと認証食品に関すること。
- (22) 特別栽培農作物の認証に関すること。
- (23) 食品リサイクルに関すること。
- (24) 農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援）に関すること。
- (25) バイオマスの利活用推進（県バイオマス総合利活用マスタープラン推進）に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。
- (26) 和歌山県農業大学校、和歌山県農林水産総合技術センター及び和歌山県農作物病害虫防除所に関すること。
- (27) その他任務の達成に必要なこと。

畜産課

畜産課は、安全・安心で高品質な畜産物の生産振興を図

ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 畜産振興に関すること。
- (2) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の施行に関すること。
- (3) 養鶏振興法（昭和35年法律第49号）の施行に関すること。
- (4) 養ほう振興法（昭和30年法律第180号）及びみちばち転飼条例（昭和41年条例第42号）の施行に関すること。
- (5) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）の施行に関すること。
- (6) 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）の施行に関すること。
- (7) 家畜排せつ物の管理と適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）の施行に関すること。
- (8) 畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）の施行に関すること。
- (9) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）の施行に関すること。
- (10) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）の施行に関すること。
- (11) 家畜商法（昭和24年法律第208号）及び家畜取引法（昭和31年法律第123号）の施行に関すること。
- (12) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の施行に関すること。
- (13) 薬事法の施行に関すること（動物医薬品に限る。）。
- (14) 獣医師法（昭和24年法律第186号）の施行に関すること。
- (15) 獣医療法（平成4年法律第46号）の施行に関すること。
- (16) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）の施行に関すること。
- (17) 家畜保健衛生所に関すること。
- (18) その他任務の達成に必要なこと。

経営支援課

経営支援課は、農業者の経営体質強化及び担い手の育成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）の施行に関すること。
- (2) 農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）の施行に関すること。
- (3) 農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）の施行に関すること。
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）の施行に関すること。
- (5) 農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）の施行に関すること。

- (6) 農業協同組合法 (昭和22年法律第132号) の施行に関すること。
- (7) 農業倉庫業法 (大正6年法律第15号) の施行に関すること。
- (8) 農業災害補償法 (昭和22年法律第185号) の施行に関すること (農業共済組合の検査に関するものを除く。)。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和25年法律第169号) の施行に関すること (農業協同組合等の共同利用施設に関するものに限る。)。
- (10) 食料・農業・農村基本法 (平成11年法律第106号) に基づき実施する経営構造対策に関すること。
- (11) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年法律第48号) に基づき実施する農山漁村活性化プロジェクト支援に関すること (他の課室の所掌に属するものを除く。)。
- (12) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 (平成6年法律第46号) の施行に関すること (他の課室の所掌に属するものを除く。)。
- (13) 農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) の施行に関すること。
- (14) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法 (平成7年法律第2号) の施行に関すること。
- (15) 和歌山県就農支援センターに関すること。
- (16) 農地保有合理化及び遊休農地に関すること。
- (17) 財団法人和歌山県農業公社に関すること。
- (18) その他任務の達成に必要なこと。

林業振興課

林業振興課は、森林資源の適正管理及び紀州材の需要拡大対策を行い、林業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 地域森林計画の樹立及び指導に関すること。
- (2) 林産物に関すること。
- (3) 林業普及指導に関すること。
- (4) 林業経営の指導に関すること。
- (5) 林業の後継者及び担い手の育成に関すること。
- (6) 林業労働対策に関すること。
- (7) 森林組合法 (昭和53年法律第36号) 及び森林組合合併助成法 (昭和38年法律第56号) の施行に関すること。
- (8) 農林漁業金融公庫法の施行に関すること (振興山村資金及び過疎地域経営改善資金を除く林業資金に限る。)。
- (9) 林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年法律第42号) の施行に関すること。
- (10) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 (昭和54年法律第51号) に関すること。
- (11) 独立行政法人農林漁業信用基金法 (平成14年法律第

- 128号) の施行に関すること (林業信用保証に限る。)。
- (12) 和歌山県木材業者等の登録に関する条例 (昭和45年和歌山県条例第14号) の施行に関すること。
- (13) 森林整備地域活動支援交付金に関すること。
- (14) 緑の雇用事業に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- (15) 紀の国森づくり基金に関すること。
- (16) 和歌山県農林水産総合技術センターに関すること。
- (17) その他任務の達成に必要なこと。

森林整備課

森林整備課は、森林整備及び保全を行い、森林機能の維持向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 森林法の施行に関する次のこと。
 - ア 治山事業に関すること。
 - イ 保安林に関すること。
 - ウ 造林に関すること。
 - エ 間伐対策に関すること。
 - オ 森林保全管理に関すること。
 - カ 民有林における開発行為の許可に関すること。
- (2) 地すべり等防止法の施行に関すること (林野庁の所管に属するものに限る。)。
- (3) 森林・林業基本法 (昭和39年法律第161号) の施行に関すること (他の課室の所掌に属するものを除く。)。
- (4) 林業種苗法の施行に関すること (他の課室の所掌に属するものを除く。)。
- (5) 森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) の施行に関すること。
- (6) 森林国営保険法 (昭和12年法律第25号) の施行に関すること。
- (7) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和26年法律第97号) の施行に関すること (治山事業に限る。)。
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の施行に関すること (治山事業に限る。)。
- (9) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和37年法律第150号) の施行に関すること (治山事業及び造林事業に限る。)。
- (10) 分収林特別措置法 (昭和33年法律第57号) の施行に関すること。
- (11) 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の施行に関すること (治山事業に限る。)。
- (12) 県有林に関すること。
- (13) 緑化推進に関すること。
- (14) 林木育種に関すること。
- (15) 和歌山県植物公園緑花センターに関すること。

- (16) 社団法人わかやま森林と緑の公社に関すること。
- (17) 森林公園に関すること。
- (18) 森林ボランティアの育成に関すること。
- (19) 企業の森に関すること。
- (20) その他任務の達成に必要なこと。

山村整備課

山村整備課は、山村の生活環境整備を行い、活力ある山村づくりを図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 山村振興法（昭和40年法律第64号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
 - (2) 山村対策についての基本計画、企画調整及び調査指導に関すること。
 - (3) 山村振興対策事業に関すること。
 - (4) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。
 - (5) 農林漁業金融公庫法の施行に関すること（振興山村資金及び過疎地域経営改善資金に限る。）。
 - (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の施行に関すること。
 - (7) 森林・林業基本法に基づく事業に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。
 - (8) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）の施行に関すること。
 - (9) 特用林産物の振興対策に関すること。
 - (10) 森林法の施行にかかる林道その他林産物搬出施設に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。
 - (11) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の施行に関すること（林道事業に限る。）。
 - (12) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の施行に関すること（林道事業に限る。）。
 - (13) 森林総合利用に関すること。
 - (14) 和歌山県ふるさと定住センターに関すること。
 - (15) 和歌山県農林水産総合技術センターに関すること。
 - (16) その他任務の達成に必要なこと。

水産振興課

水産振興課は、水産物の流通促進及び漁場環境の整備を行い、水産業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 水産基本法（平成13年法律第89号）の施行に関すること。
- (2) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の施行に関すること。
- (3) 中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）の施行に関すること。

- (4) 農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）の施行（水産業関係資金に限る。）及び漁業金融に関すること。
- (5) 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）の施行に関すること。
- (6) 漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）の施行に関すること。
- (7) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）の施行に関すること。
- (8) 沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）の施行に関すること。
- (9) 沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）の施行に関すること。
- (10) 漁港漁場整備法（平成14年法律第137号）の施行に関すること。
- (11) 栽培漁業に関すること。
- (12) 漁業の担い手の確保・育成に関すること。
- (13) 水産物の流通加工に関すること。
- (14) 漁協合併に関すること。
- (15) 水産業関係公益法人に関すること。
- (16) 和歌山県栽培漁業センター及び和歌山県北部栽培漁業センターに関すること。
- (17) 和歌山県農林水産総合技術センター（水産試験場）に関すること。
- (18) その他任務の達成に必要なこと。

資源管理課

資源管理課は、漁業調整を行い、水産資源の保護・管理を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）の施行に関すること。
- (2) 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）の施行に関すること。
- (3) 漁船法（昭和25年法律第178号）及び船舶法（明治32年法律第46号）の施行に関すること。
- (4) 漁業取締及び漁業取締船の管理・運行に関すること。
- (5) 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）の施行に関すること。
- (6) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の施行に関すること。
- (7) 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）の施行に関すること。
- (8) 資源管理型漁業の推進に関すること。
- (9) 漁場の環境保全に関すること。
- (10) その他任務の達成に必要なこと。

第26条 農林水産総務課分室においては、農林水産総務課所掌事務のうち日高振興局、西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行された工事の検査に関する事務を所掌す

る。

2 農業環境保全室においては、果樹園芸課の所掌事務のうち、前条果樹園芸課の項第12号から第26号までに掲げる事務（和歌山県農業大学校に関するものを除く。）を所掌する。

（県土整備部各課の任務及び所掌事務）

第27条 県土整備部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

県土整備総務課

県土整備総務課は、県土整備政策の総合調整を行い、県土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 県土整備部に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 政府提案及び要望に関すること。
- (3) 部の予算・決算に関すること。
- (4) その他任務の達成に必要なこと。

技術調査課

技術調査課は、県土整備に関する適正な公共調達の実現及び建設業の健全な発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）の施行に関すること。
- (2) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関すること（浄化槽工事業者に係る登録に限る。）
- (3) 測量法（昭和24年法律第188号）の施行に関すること。
- (4) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の施行に関すること。
- (5) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の施行に関すること。
- (6) 公共工事に関する入札契約制度に関すること。
- (7) 建設工事及び測量・建設コンサルタント等の業務にかかる入札参加資格審査に関すること。
- (8) 公共事業（土木関係）の設計積算に関すること。
- (9) 公共事業再評価・事後評価に関すること。
- (10) 公共工事コスト縮減対策に関すること。
- (11) 建設副産物対策に関すること。
- (12) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に係る分別解体等の実施並びに解体工事業者に係る登録及び総括に関すること。
- (13) 県が施行する工事の検査（知事が別に定めるものに限る。）に関すること。
- (14) 技術力向上に関すること。
- (15) その他任務の達成に必要なこと。

事業進行課

事業進行課は、県土整備事業の着実な進行を図り、用地取得の促進を行うことにより、公共事業の円滑な進捗を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 県土整備部における事業の進行管理に関すること。
- (2) 用地買収事務及び補償事務の指導に関すること。
- (3) 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）の施行に関すること。
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。)
- (5) 土地収用法（昭和26年法律第219号）の施行に関すること。
- (6) 和歌山県収用委員会に関すること。
- (7) その他任務の達成に必要なこと。

道路政策課

道路政策課は、道路政策の立案並びに高規格幹線道路及び国直轄国道の整備を促進し、県内道路網の充実を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 道路網の整備計画に関すること。
- (2) 直轄国道の整備促進及び総合調整に関すること。
- (3) 高規格幹線道路の整備促進及び関連事業の総合調整に関すること。
- (4) 高規格幹線道路事業に係る用地取得事務の指導に関すること。
- (5) 和歌山県道路公社に関すること。
- (6) その他任務の達成に必要なこと。

道路保全課

道路保全課は、県管理道路の良好な保全・管理及び市町村道の整備支援を行い、県内道路網の充実を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の施行に関すること（舗装、維持、修繕及び管理に関するものに限る。）。)
- (2) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の施行に関すること（道路災害復旧事業に係るものに限る。）。)
- (3) 道路の交通安全施設及び災害防除事業に関すること。
- (4) 市町村道事業の指導に関すること。
- (5) その他任務の達成に必要なこと。

道路建設課

道路建設課は、県が管理する国道、県道、街路、農道及び林道の整備を行い、県内道路網の充実を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 道路法の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。)
- (2) 踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）の施行に関すること。
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。)
- (4) 土地改良法の施行に関すること（県営農道整備事業に限る。）。)
- (5) 県営林道事業に関すること。
- (6) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）

の施行に関すること（林道事業に限る。）。)

- (7) 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）の施行に関すること（林道事業に限る。）。)
- (8) ふるさと林道緊急整備事業に関すること。
- (9) その他任務の達成に必要なこと。

河川課

河川課は、河川の整備、保全及び管理を行い、県土の保全及び県民の生命・財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 河川法（昭和39年法律第167号）の施行に関すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）の施行に関すること。
- (3) 運河法（大正2年法律第16号）の施行に関すること。
- (4) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）の施行に関すること。
- (5) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。)
- (6) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の施行のうち総括事務に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。)
- (7) 土木施設の県単独災害復旧の事務に関すること。
- (8) 河川の災害復旧の技術に関すること。
- (9) 県土整備関係防災対策の推進に関すること。
- (10) その他任務の達成に必要なこと。

砂防課

砂防課は、土砂災害の防止及び砂防を行い、県土の保全及び県民の生命・財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）の施行に関すること。
- (2) 地すべり等防止法の施行に関すること（国土交通省の所管に属するものに限る。）。)
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）の施行に関すること。
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の施行に関すること。
- (5) 採石法（昭和25年法律第291号）の施行に関すること。
- (6) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の施行に関すること（砂防災害復旧事業に係るものに限る。）。)
- (7) その他任務の達成に必要なこと。

下水道課

下水道課は、下水道等の污水处理施設の整備を行い、清潔で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質の保全を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）の施行に関すること。
- (2) 和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）の施行に関すること。

- (3) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の施行に関すること（下水道災害復旧事業に限る。）。)
- (4) 都市計画法の施行に関すること（下水道に関するものに限る。）。)
- (5) 市町村が実施する公共下水道事業及び都市下水路事業の指導に関すること。
- (6) 財団法人和歌山県下水道公社に関すること。
- (7) 農業農村整備事業（農業集落排水事業に限る。）の企画、調査及び指導に関すること。
- (8) 浄化槽法の施行に関すること（技術調査課及び都市政策課の所掌に属するものを除く。）。)
- (9) 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年和歌山県条例第33号）の施行に関すること。
- (10) その他任務の達成に必要なこと。

都市政策課

都市政策課は、適切な都市計画の運用を行い、適切な景観を守り、良質な住宅の建築を図ることにより、県土の健全な発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 都市計画法の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。)
- (2) 駐車場法（昭和32年法律第106号）の施行に関すること。
- (3) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の施行に関すること。
- (4) 景観法（平成16年法律第110号）及び和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）の施行に関すること。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行に関すること。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）の施行に関すること。
- (7) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の施行に関すること。
- (8) 和歌山県福祉のまちづくり条例に基づく公共的施設の整備促進に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。)
- (9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に関すること。（他の課室の所掌に属するものを除く。）。)
- (10) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）の建築物に係る措置に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。)
- (11) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の施行に関すること。
- (12) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関すること。
- (13) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の建

築物に係る分別解体等の実施に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。)

(14) 和歌山県被災地危険度判定士及び和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士の認定に関すること。

(15) その他任務の達成に必要なこと。

住宅環境課

住宅環境課は、良質な公営住宅や都市公園施設の提供を行い、県民生活の安定と安全・安心で魅力あるまちづくりを推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。)

(2) 住生活基本法（平成18年法律第61号）の施行に関すること。

(3) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。)

(4) 公営住宅整備事業（公共建築課の所掌に属するものを除く。）及び公営住宅等関連事業推進事業等、住宅環境整備事業並びに住宅市街地整備事業に関すること。

(5) 和歌山県住宅供給公社に関すること。

(6) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）の施行に関すること。

(7) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行に関すること。

(8) 地域優良賃貸住宅制度に関すること。

(9) 木造住宅の振興に関すること。

(10) 都市計画法の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。)

(11) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の施行に関すること。

(12) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。)

(13) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。)

(14) マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）の施行に関すること。

(15) 都市公園法（昭和31年法律第79号）の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。)

(16) その他任務の達成に必要なこと。

公共建築課

公共建築課は、県有建築物の整備及び適正な宅地建物取引の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の施行に関すること。

(2) 積立式宅地建物販売業法（昭和46年法律第111号）の施行に関すること。

(3) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の施行に関すること。

(4) 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）の施行に関すること。

(5) 県有建築物の営繕工事に関すること。

(6) 県が受託した建築物の営繕工事に関すること。

(7) 県が施行する工事及び業務の検査（知事が別に定めるものに限る。）に関すること。

(8) 県有建築物の総合調整・保全（耐震診断を含む。）に関すること。

(9) 県有建築物の整備構想計画の策定並びに指導及び助言に関すること。

(10) 公共事業（建築関係）の設計積算基準の作成及び電算処理に関すること。

(11) 建築及び設備工事の技術指導に関すること。

(12) その他任務の達成に必要なこと。

港湾空港振興課

港湾空港振興課は、港湾、漁港、海岸及び空港の適正な管理運営を行い、交通機能の充実及び地域経済の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 港湾法（昭和25年法律第218号）の施行に関すること（管理運営及び利用促進に関するものに限る。）。)

(2) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の施行に関すること（管理運営に関するものに限る。）。)

(3) 海岸法の施行に関すること（管理に関するものに限る。）。)

(4) 航空法（昭和27年法律第231号）の施行に関すること。

(5) 空港整備法（昭和31年法律第80号）の施行に関すること。

(6) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）の施行に関すること。

(7) 和歌山下津港湾事務所に関すること（港湾空港振興課の所掌に属するものに限る。）。)

(8) 南紀白浜空港管理事務所に関すること。

(9) その他任務の達成に必要なこと。

港湾整備課

港湾整備課は、港湾、漁港及び海岸の計画を立案し、整備・保全を行い、交通機能の充実及び県土の保全を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 港湾法の施行に関すること（計画の立案及び整備保全に関するものに限る。）。)

(2) 漁港漁場整備法の施行に関すること（計画の立案及び整備保全に関するものに限る。）。)

(3) 海岸法の施行に関すること（計画の立案及び整備保全に関するものに限る。）。)

(4) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の施行に関すること（港湾、漁港及び海岸に関するものに限る。）。)

る。)。

(5) 港湾・漁港・海岸統計調査に関すること。

(6) 和歌山下津港湾事務所に関すること (港湾整備課の所掌に属するものに限る。)。

(7) その他任務の達成に必要なこと。

第28条 検査指導室においては、技術調査課の所掌事務のうち、前条技術調査課の項第13号及び第14号に掲げる事務を所掌する。

2 検査指導室分室においては、検査指導室の所掌事務のうち、西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行された工事の検査に関する事務を所掌する。

3 高速道路推進室においては、道路政策課の所掌事務のうち、前条道路政策課の項第3号及び第4号に掲げる事務を所掌する。

(出納局各課室の任務及び所掌事務)

第29条 出納局各課室の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

出納室

出納室は、収入・支出審査及び資金の集中的な管理運用を行い、会計事務の適正かつ効率的な運営を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 現金の出納、保管及び運用に関すること (他の部課の所掌に属するものを除く。)。

(2) 小切手の振出に関すること。

(3) 有価証券の出納及び保管に関すること (管財課の所掌に属するものを除く。)。

(4) 現金の記録管理に関すること。

(5) 支出負担行為の確認及び支出審査事務に関すること (他の部課の所掌に属するものを除く。)。

(6) 決算の調整及び提出に関すること。

(7) 税外収入の総括に関すること。

(8) 県証紙の管理及び受払いに関すること。

(9) 指定金融機関等に関すること。

(10) 財務会計事務の指導に関すること (他の部課の所掌に属するものを除く。)。

(11) 法令等で定められた検査に関すること。

(12) 出納員及び収納員 (税外収入分) の任免に関すること。

(13) 国費の歳入の調査決定及び徴収並びに債権管理に関すること。

(14) 国費の支出負担行為の確認、支出決議書の審査及び支払並びに歳出金の戻入に関すること。

(15) 和歌山県政府調達苦情検討委員会に関すること。

(16) その他任務の達成に必要なこと。

総務事務集中課

総務事務集中課は、本庁等の庶務事務及び物品調達を集中処理し、行政事務の効率化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 給与事務、旅費事務、物品調達事務、軽易な支出事務 (支出負担行為の確認を含む。) その他の庶務事務に関すること。

(2) 集中調達物品の調達に関すること。

(3) 物品の出納に関すること。

(4) その他任務の達成に必要なこと。

第4節 雑則

(班及び係の所掌事務)

第30条 班及び係の所掌事務は、当該課室長が定めるものとする。

第3章を次のように改める。

第3章 地方機関

第1節 振興局

第1款 通則

(名称、位置及び所管区域)

第31条 和歌山県振興局設置条例 (平成9年和歌山県条例第45号) に基づき設置された振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
海草振興局	和歌山市	和歌山市 海南市 海草郡
那賀振興局	岩出市	紀の川市 岩出市
伊都振興局	橋本市	橋本市 伊都郡
有田振興局	有田郡湯浅町	有田市 有田郡
日高振興局	御坊市	御坊市 日高郡
西牟婁振興局	田辺市	田辺市 西牟婁郡
東牟婁振興局	新宮市	新宮市 東牟婁郡

2 海草振興局にあっては、前項の規定にかかわらず、和歌山県振興局設置条例第4条の規定に基づき規則で定める事項については、和歌山市をその所管区域としない。
(福祉保健に関する事項等に係る所管区域の特例)

第32条 前条の規定にかかわらず、福祉保健に関する事項に係る日高振興局及び西牟婁振興局の所管区域は、次のとおりとする。

振興局の名称	福祉保健に関する事項に係る所管区域
日高振興局	御坊市 日高郡のうち美浜町、日高町、由良町、日高川町及び印南町
西牟婁振興局	日高郡のうちみなべ町、田辺市、西牟婁郡

- 2 前条の規定にかかわらず、県土整備に関する事項のうち
近畿自動車道紀勢線に関するものに係る所管区域は、次
のとおりとする。

振興局の名称	県土整備に関する事項のうち近畿自動車道紀勢線に関するものに係る所管区域
海草振興局	海南市 有田郡のうち有田川町
西牟婁振興局	御坊市 田辺市 有田郡のうち湯浅町、広川町及び有田川町 日高郡のうち印南町、みなべ町及び日高川町 西牟婁郡のうち白浜町、上富田町及びすさみ町

- 3 前条の規定にかかわらず、県土整備に関する事項（近畿
自動車道紀勢線の建設に関するものを除く。）に係る西
牟婁振興局及び東牟婁振興局の所管区域は、次のとおり
とする。

振興局の名称	県土整備に関する事項（近畿自動車道紀勢線の建設に関するものを除く。）に係る所管区域
西牟婁振興局	田辺市 西牟婁郡のうち白浜町及び上富田町
東牟婁振興局	西牟婁郡のうちすさみ町 新宮市 東牟婁郡

（部等の設置）

第33条 振興局（東牟婁振興局を除く。）に次の室及び部
を置く。

総務企画室
健康福祉部
産業振興部
建設部

2 東牟婁振興局に次の室及び部を置く。

総務企画室
健康福祉部
産業振興部
串本建設部
新宮建設部

3 串本建設部においては西牟婁郡のうちすさみ町並びに東
牟婁郡のうち古座川町及び串本町を所管し、新宮建設部
においては新宮市及び東牟婁郡（古座川町及び串本町を除
く。）を所管する。

第2款 総務企画室

（総務企画室の任務）

第34条 総務企画室は、振興局の適切な運営を行うととも
に、住民に身近な県政の総合窓口として地域住民の安全・
安心な暮らしの実現と地域の振興・発展を図ることを任務
とする。

（グループの設置）

第35条 総務企画室に、別表第2に掲げるグループを置く。

（総務企画室の所掌事務）

第36条 総務企画室の所掌事務は、次のとおりとする。

（1）公印の管守に関すること。

- （2）文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
（3）振興局の職員の身分、服務その他人事に関すること。
（4）局及び県税事務所（紀南県税事務所新宮出張所を含
む。）の給与事務、旅費事務、物品調達事務、軽易な
支出事務その他の庶務事務に関すること。
（5）局及び所管区域内地方機関の職員の扶養手当、通勤
手当、住居手当及び単身赴任手当に関すること。
（6）財団法人和歌山県職員互助会支会に関すること。
（7）公有財産の維持管理（所管の異なる複数の県有施設
の保守管理業務を一括して契約しようとする場合にお
ける入札及び契約に関することを含む。）及び庁内取
締りに関すること。
（8）別表第3に掲げるかい（和歌山県財務規則（昭和63年
和歌山県規則第28号）第2条第2号に規定する地方機関
をいう。）及びその内部組織に係る支出関係事務及び
集中物品の調達事務に関すること。
（9）広報及び広聴に関すること。
（10）文化の振興に関すること。
（11）海外渡航に関すること。
（12）国際交流に関すること。
（13）県民相談及び金融広報に関すること。
（14）交通安全の対策及び安全・安心まちづくりに関する
こと。
（15）青少年の健全育成並びに青年団体及び少年少女団体
の育成指導に関すること。
（16）男女共同参画の推進に関すること。
（17）人権行政に関すること。
（18）NPO活動の推進に関すること。

- (19) 地方機関連絡会議に関する事。
- (20) 地域づくり等地域の振興に関する事。
- (21) 市町村合併協議会の支援に関する事。
- (22) 危機管理及び国民保護事務に関する事。
- (23) 防災対策に関する事。
- (24) 消防に関する事。
- (25) 火薬類取締り並びに高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関する事。
- (26) 私立学校及び宗教法人に関する事。
- (27) 国勢調査に関する事。
- (28) 振興局各部との連絡調整に関する事。
- (29) 他の部の所管に属しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、海草振興局総務企画室においては同項第4号、第5号、第8号及び第11号に規定する事務を所掌しない。

第3款 健康福祉部

(健康福祉部の任務)

第37条 健康福祉部は、地域における住民福祉の増進と環境保全の推進を図ることを任務とする。

(課の設置)

第38条 健康福祉部に、次の課を置く。

総務健康安全課

保健福祉課

衛生環境課

2 課に、別表第5に掲げるグループを置く。

(総務健康安全課の所掌事務)

第39条 総務健康安全課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (3) 健康福祉部及び保健所の職員の身分、服務その他人事に関する事。
- (4) 部及び保健所の予算の経理事務に関する事。
- (5) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関する事。
- (6) 福祉及び保健に関する一体的な施策の推進の企画、調整及び指導に関する事。
- (7) 社会福祉事業に関する事。
- (8) 民生委員及び児童委員に関する事。
- (9) 地域福祉計画に関する事。
- (10) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
- (11) 災害の救助及び救援に関する事。
- (12) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事。
- (13) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置に関する事(他の部の所掌に属するものを除く。)
- (14) 生活保護法による保護の決定及びその実施に関する事。
- (15) 部内の連絡調整に関する事。
- (16) 他課の所管に属しないこと。

(保健福祉課の所掌事務)

第40条 保健福祉課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法による福祉の措置に関する事。
- (2) 母子及び寡婦福祉法による母子家庭及び寡婦に関する実状の把握、相談及び指導並びにこれらに付随する業務に関する事。
- (3) 高齢者福祉に関する事。
- (4) 老人福祉法による福祉の措置等の実施における市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関する事。
- (5) 介護保険に関する事。
- (6) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する事。
- (7) 公的介護施設等の計画的な整備等に関する事。
- (8) 母子寡婦福祉資金等の貸付け及び償還に関する事。
- (9) 児童福祉に関する事。
- (10) 保育所及び児童館に関する事。
- (11) 児童扶養手当に関する事。
- (12) 児童虐待防止に関する事。
- (13) 少子化対策に関する事。
- (14) 女性保護に関する事。
- (15) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事。
- (16) 障害者自立支援法による援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関する事。
- (17) 身体障害者福祉法による援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関する事。
- (18) 知的障害者福祉法による援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関する事。
- (19) 児童福祉法による児童居宅支援に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関する事(身体障害児及び知的障害児の福祉に関するものに限る。)
- (20) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による福祉手当の認定及び支給等に関する事。
- (21) 障害者自立支援法における指定障害福祉サービス事業者の指導及び監査に関する事。
- (22) 福祉のまちづくりに関する事(他の部が所掌するものを除く。)
- (23) 社会福祉統計に関する事。

(衛生環境課の所掌事務)

第41条 衛生環境課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自然公園法の施行に関する事。
- (2) 和歌山県立自然公園条例の施行に関する事。
- (3) 自然環境保全法の施行に関する事。
- (4) 和歌山県自然環境保全条例の施行に関する事。
- (5) 野生鳥獣の保護に関する事。

(6) 地球温暖化対策の推進に関する法律及び和歌山県地球温暖化対策条例の施行に関すること。 (7) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく飲食料品の品質表示の適正化に関すること。 (所管区域の特例) 第42条 次の各号に掲げる事務については、第31条及び第32条の規定にかかわらず、市をその所管区域にしない。 (1) 第39条第14号に掲げる事務 (2) 第40条第1号及び第2号に掲げる事務 (支所の設置) 第43条 東牟婁郡のうち古座川町及び串本町の区域において、東牟婁振興局健康福祉部の事務の執行の便宜を図るため、東牟婁郡串本町に東牟婁振興局健康福祉部串本支所を置く。 2 東牟婁振興局健康福祉部串本支所に、総務健康安全課、保健福祉課及び衛生環境課を置き、当該課に別表第5に掲げるグループを置く。 3 東牟婁振興局健康福祉部串本支所各課の所掌事務は、第39条、第40条及び第41条の規定を準用する。 第4款 産業振興部 (産業振興部の任務) 第44条 産業振興部は、地域の特性に応じた商工業、観光及び農林水産業の振興を図ることを任務とする。 (課の設置) 第45条 産業振興部（東牟婁振興局を除く。）に、次の課を置く。 産業総務課 農業振興課 林務課 農地課 2 東牟婁振興局産業振興部に、次の課を置く。 産業総務課 農業振興課 林務課 3 課に、別表第6に掲げるグループを置く。 (産業総務課の所掌事務) 第46条 産業総務課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 公印の管守に関すること。 (2) 文書の収受、発送、編さん及び保存に関すること。 (3) 産業振興部の職員の身分、服務その他人事に関すること。 (4) 部の予算の経理事務に関すること。 (5) 入札及び契約に関すること。 (6) 地域産業の振興及び育成に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。) (7) わかやま田舎暮らし支援に関すること。 (8) 子ども農山漁村交流に関すること。	(9) 中小企業融資制度に関すること。 (10) 都市農村交流の促進に関すること。 (11) 企業誘致に関すること。 (12) 観光の振興及び観光資源の開発に関すること。 (13) 旅行業法の施行に関すること。 (14) 職業能力開発及び雇用促進に関すること。 (15) 優良県産品の調査及び発掘並びにブランド化の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。) (16) 食育基本法の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。) (17) ふるさと認証食品に関すること。 (18) 農業振興地域の整備に関すること。 (19) 農村地域工業導入促進に関すること。 (20) 農林水産省所管の国有農地及び開拓財産に関すること。 (21) 農地の移動及び転用の制度に関すること。 (22) 市民農園整備促進法及び特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行に関すること。 (23) 農事調停に関すること。 (24) 農林水産物及び施設の災害に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。) (25) 漁業協同組合及びその他の水産関係団体に関すること。 (26) 水産業関係融資制度に関すること。 (27) 水産技術の改善普及及び経営指導に関すること。 (28) 水産物の流通及び加工に関すること。 (29) 漁場の環境保全、水産資源の保護及び漁業調整に関すること。 (30) 沿岸漁業等の振興及び漁場の整備に関すること。 (31) 漁船法の施行に関すること。 (32) 遊漁船業の適正化に関する法律の施行に関すること。 (33) 部内の連絡調整に関すること。 (34) 他課の所管に属しないこと。 2 前項の規定に加え、海草振興局、那賀振興局、有田振興局及び日高振興局の産業総務課においては、熊野古道等に関する事務を所掌する。 3 第1項の規定に加え、伊都振興局、西牟婁振興局及び東牟婁振興局の産業総務課においては、世界遺産の保存及び活用に関する事務を所掌する。 (農業振興課の所掌事務) 第47条 農業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 農業経営基盤強化に関すること。 (2) 経営構造対策に関すること。 (3) 農山漁村活性化支援プロジェクト交付金に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。) (4) 農地保有合理化に関すること。 (5) 特定法人貸付けに関すること。
--	--

- (6) 農業委員会に関すること。
 - (7) 小作料の調整に関すること。
 - (8) 農業及び畜産業関係生産物及び施設の災害に関すること。
 - (9) 農業協同組合、農業共済組合及びその他の農業関係団体に關すること。
 - (10) 農業関係融資制度に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - (11) 農業機械化の促進に関すること。
 - (12) 主要農作物及び園芸特用作物に関すること。
 - (13) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関すること。
 - (14) 農畜水産物の卸売市場の指導及び流通に関すること。
 - (15) 農業及び畜産業関係の環境保全に関すること。
 - (16) 植物防疫並びに土壌、農薬及び肥料対策に関すること。
 - (17) 農林水産業に係る鳥獣被害の防止及び狩猟に関すること。
 - (18) 動物用医薬品及び動物用医療機器に関すること。
 - (19) 食育と地産地消の実践に関すること。
 - (20) 農業改良助長法第12条第2項の事務に関すること。
 - (21) 普及指導計画の策定に関すること。
 - (22) 青年等の就農促進に関すること。
 - (23) 農業の担い手の確保及び育成に関すること。
 - (24) 中山間地等の農業及び農村の活性化並びに地域振興計画に関すること。
 - (25) 農業及び農家経営指導に関すること。
 - (26) 農山漁村男女共同参画の推進指導に関すること。
 - (27) 農業及び農山漁村のグループの育成に関すること。
 - (28) 農業技術及び農村生活の改善並びに普及方法についての調査研究に関すること。
 - (29) 環境保全型農業の推進指導に関すること。
 - (30) 農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援）に関すること。
 - (31) 農業法人化の育成指導に関すること。
 - (32) 関係機関、団体等との相互連絡に関すること。
 - (33) バイオマスの利活用推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 2 西牟婁振興局産業振興部農業振興課においては、前項の事務のほか、前条第1項第16号から第19号までの産業総務課の所掌に関する事務を所掌する。
- 3 東牟婁振興局産業振興部農業振興課においては、第1項の事務のほか、前条第1項第17号から第19号までの産業総務課の所掌に関する事務、第49条の農地課の所掌に関する事務及び小匠防災ため池に関する事務を所掌する。
- （林務課の所掌事務）
- 第48条 林務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 森林計画に関すること。
 - (2) 林業普及指導に関すること。
 - (3) 森林整備地域活動支援交付金に関すること。
 - (4) 森林組合の指導に関すること。
 - (5) 林業後継者及び林業労働者対策に関すること。
 - (6) 林業関係融資制度に関すること。
 - (7) 木材の生産、流通及び加工に関すること。
 - (8) 林道事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - (9) 森林の利活用に関すること。
 - (10) 治山事業に関すること。
 - (11) 造林（間伐及び種苗を含む。）に関すること。
 - (12) 緑化推進に関すること。
 - (13) 企業の森に関すること。
 - (14) 県有林に関すること。
 - (15) 森林保護に関すること。
 - (16) 森林保険に関すること。
 - (17) 保安林に関すること。
 - (18) 森林の開発行為に関すること。
 - (19) 山村等地域振興に関すること。
 - (20) 過疎地域振興に関すること。
 - (21) 森林・林業・木材産業づくり交付金に関すること。
 - (22) 農山漁村活性化支援プロジェクト交付金に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - (23) 入会林野に関すること。
 - (24) 特用林産物の振興に関すること。
 - (25) 林業関係団体に關すること。
 - (26) 緑の雇用に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - (27) 紀の国森づくり基金に関すること。
 - (28) 森林ボランティアの育成に関すること。
 - (29) 低コスト林業の推進に関すること。
- 2 那賀振興局産業振興部林務課においては、前項に規定する事務のほか、和歌山県植物公園緑花センターの整備に関する事務、森林公園の整備に関する事務を所掌する。
- 3 西牟婁振興局産業振興部林務課においては、第1項に規定する事務のほか、森林公園の整備に関する事務を所掌する。
- （農地課の所掌事務）
- 第49条 農地課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 土地改良法手続に関すること。
 - (2) 土地改良区に関すること。
 - (3) 農用地等集団化事業に関すること。
 - (4) 農業関係融資制度に関すること（農業基盤整備資金に限る。）。
 - (5) 土地改良財産（県営農道施設を除く。）等に関すること。

- (6) 農業農村整備事業（県営農道整備を除く。）に関する
こと。
- (7) 農地関係地すべり防止に関すること。
- (8) 農地関係海岸保全に関すること。
- (9) 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。
- (10) 農業水利に係る調整に関すること。
- (11) 地籍調査に関すること。
- (12) 中山間地域等直接支払制度に関すること。
- (13) 中山間ふるさと・水と土保全対策に関すること。

- (14) 県単小規模土地改良事業の実施に関すること。
- (15) 農地・水・環境保全向上対策（共同活動支援）に関する
こと。

第5款 建設部

(建設部の任務)

第50条 建設部は、地域の必要に応じた良好な社会資本の
整備、保全及び管理を行うことを任務とする。

(課の設置)

第51条 建設部に、次の課を置く。

区 分	課 名
海草振興局建設部	総務課 事業調整課 管理課 用地課 道路整備課 工務課 街路公園 課
那賀振興局建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 工務課 農林道課
伊都振興局建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 工務課 農林道課
有田振興局建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 道路課 農林道課 河港課
日高振興局建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 道路整備課 道路課 河港課
西牟婁振興局建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 建築課 道路整備課 道路課 河港 課
東牟婁振興局串本建設部	総務管理課 事業調整課 道路課 河港課
東牟婁振興局新宮建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 道路課 河港課

2 課に、別表第7に掲げるグループを置く。

(総務課の所掌事務)

第51条 総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の収受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (3) 建設部の職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4) 部の予算の経理事務に関すること。
- (5) 公共土木施設災害復旧事業に係る事務に関すること
(事業調整課に属する事務を除く。)
- (6) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関すること。
- (7) 入札及び契約に関すること。
- (8) 建設業に関すること。
- (9) 浄化槽法の規定に基づく浄化槽工事業に係る登録に関
すること。
- (10) 地元負担金の徴収に関すること。
- (11) 県単独補助事業の補助金の交付に関すること。
- (12) 他課の所管に属しないこと。

(総務管理課の所掌事務)

第52条 総務管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の収受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (3) 建設部の職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4) 部の予算の経理事務に関すること。
- (5) 公共土木施設災害復旧事業に係る事務に関すること
(事業調整課に属する事務を除く。)
- (6) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関すること。

(7) 入札及び契約に関すること。

(8) 建設業に関すること。

(9) 浄化槽法の規定に基づく浄化槽工事業に係る登録に関
すること。

(10) 地元負担金の徴収に関すること。

(11) 県単独補助事業の補助金の交付に関すること。

(12) 公共土木施設の管理に関すること。

(13) 土地水面等の占用及び使用の許可並びに土石、砂利
等の払下げに関すること。

(14) 水防に関すること。

(15) 国有財産の管理に関すること。

(16) 道路及び河川の愛護奨励に関すること。

(17) 路線認定、区域決定及びこれらの変更並びに供用の
開始及び廃止の調査に関すること。

(18) 採石法に関すること（事業調整課の所掌に属するも
のを除く。)

(19) 砂利採取法に関すること（事業調整課の所掌に属す
るものを除く。)

(20) 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防
指定地の管理に関すること。

(21) 公有水面埋立に関すること。

(22) 漁港施設（公共用地を含む。）、海岸保全施設、漁
港並びに海岸保全区域内の公有水面及び国有海浜地の
管理に関すること。

(23) 他課の所管に属しないこと。

2 有田振興局建設部総務管理課においては、前項に規定

する事務のほか、漁港施設（公共用地に限る。）の管理に関する事務を所掌する。

- 3 東牟婁振興局申本建設部総務管理課においては、第1項に規定する事務のほか、第55条に規定する事務並びにすさみ町、古座川町及び申本町に所在する各かい、農林水産総合技術センター畜産試験場並びに農林水産総合技術センター水産試験場及びその内部組織に係る集中物品の調達事務を所掌する。

（事業調整課の所掌事務）

第53条 事業調整課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 土木事業等の進捗管理、企画及び調整に関すること。
- (2) 土木事業等の調査、技術指導及び審査に関すること。
- (3) 建設副産物対策に関すること。
- (4) 県が施行する土木工事等の検査に関すること。
- (5) 国庫負担及び国庫補助並びに県費補助に係る市町村の土木事業の指導、審査、監督及び補助金等の額の確定の際必要に応じて行う現地調査等に関すること。
- (6) 国土交通省所管国庫負担及び国庫補助に係る市町村の道路事業、街路事業、公園事業、区画整理事業及び下水道事業の実施設計の承認に関すること。
- (7) 土地利用に関する協議、手続及び審査に関すること。
- (8) 宅地造成等の規制に関すること。
- (9) 公共土木施設災害復旧事業の調整に関すること。
- (10) 砂利採取法に係る技術審査及び技術指導に関すること。
- (11) 採石法に係る技術審査及び技術指導に関すること。
- (12) 都市計画法、宅地造成等規制法及び都市計画法附則第2項の規定による廃止前の住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）に基づく宅地造成に関する工事の検査に関すること。
- (13) 建設業相談窓口に関すること。
- (14) 土砂災害特別警戒区域内の規制に関すること。

- 2 海草振興局建設部及び西牟婁振興局建設部を除く各振興局建設部の事業調整課においては、前項に規定する事務のほか、第57条第1項に規定する事務を所掌する。

- 3 伊都振興局建設部事業調整課においては、第1項に規定する事務のほか、京奈和自動車道橋本道路の建設に伴う地元市町との調整に関する事務を所掌する。

（管理課の所掌事務）

第54条 管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設の管理に関すること。
- (2) 土地水面等の占用及び使用の許可に関すること。
- (3) 水防に関すること。
- (4) 国有財産の管理に関すること。
- (5) 道路及び河川の愛護奨励に関すること。
- (6) 路線認定、区域決定及びこれらの変更並びに供用の開始及び廃止の調査に関すること。

- (7) 採石法に関すること（事業調整課の所掌に属するものを除く。）。

- (8) 砂利採取法に関すること（事業調整課の所掌に属するものを除く。）。

- (9) 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の管理に関すること。

- (10) 公有水面埋立に関すること。

（用地課の所掌事務）

第55条 用地課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 工事の執行に伴う土地買収、物件移転補償及び土地建物等の借上げ並びに土地等の登記に関すること。

- (2) 公有地の拡大の推進に関すること。

（工務課の所掌事務）

第56条 工務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 道路の新設及び改良工事等の設計、施行及び監督に関すること。

- (2) 農業農村整備事業（県営農道整備事業に限る。）に関すること。

- (3) 土地改良財産（県営農道施設に限る。）等に関すること。

- (4) 県営林道事業に関すること。

- (5) ふるさと林道緊急整備事業に関すること。

- (6) 河川、海岸、港湾、砂防工事等の設計、施行及び監督に関すること。

- (7) 1級河川及び2級河川の指定の調査に関すること。

- (8) 海岸保全区域の指定の調査に関すること。

- (9) 港湾の指定の調査に関すること。

- (10) 砂防指定地の編入及び解除の調査に関すること。

- (11) 地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定の調査に関すること。

- (12) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定及び解除の調査に関すること。

- 2 前項各号に掲げるもののほか、伊都振興局建設部及び那賀振興局建設部の工務課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 道路の維持及び補修工事等の設計、施行及び監督に関すること。

- (2) 道路台帳整備に関すること。

- (3) 道路の新設及び改良工事等の設計、施行及び監督に関すること。

（建築課の所掌事務）

第57条 建築課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準に関すること。

- (2) 建築士に関すること。

- (3) 公営住宅に関すること。

- (4) 宅地建物取引業に関すること。

- (5) 住宅金融公庫に関すること。

(6) 市町村が国又は県から補助金の交付を受けて施行する公営住宅及び住環境整備事業の指導及び監督に関すること。

(7) 福祉のまちづくりに関すること。

(8) その他建築、住宅及び宅地に関すること。

2 西牟婁振興局建設部建築課においては、前項に規定する事務のほか、西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内における次に掲げる事務を所掌する。

(1) 営繕工事に関すること。

(2) 建築工事及び設備工事の検査に関すること。

(3) 市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施行する建築工事及び設備工事の補助金等の額の確定の際必要に応じて行う現地調査等に関すること。

(道路整備課の所掌事務)

第58条 道路整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 道路の維持及び補修工事等の設計、施行及び監督に関すること。

(2) 道路台帳整備に関すること。

(道路課の所掌事務)

第59条 道路課の所掌事務は、道路の新設及び改良工事等の設計、施行及び監督に関することとする。

2 有田振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部の道路課においては、第1項に規定する事務のほか、前条に規定する事務を所掌する。

3 日高振興局建設部道路課においては、第1項に規定する事務のほか、次条に規定する事務を所掌する。

4 東牟婁振興局串本建設部道路課においては、前条及び次条に規定する事務を所掌する。

(農林道課の所掌事務)

第60条 農林道課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 農業農村整備事業（県営農道整備事業に限る。）に関すること。

(2) 土地改良財産（県営農道施設に限る。）等に関すること。

(3) 県営林道事業に関すること。

(河港課の所掌事務)

第61条 河港課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 河川、海岸、港湾、漁港、砂防等の工事の設計、施行及び監督に関すること。

(2) 1級河川及び2級河川の指定の調査に関すること。

(3) 海岸保全区域の指定の調査に関すること。

(4) 港湾及び漁港の指定の調査に関すること。

(5) 砂防指定地の編入及び解除の調査に関すること。

(6) 地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定の調査に関すること。

(7) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定及び解除の調査に関すること。

(街路公園課の所掌事務)

第62条 街路公園課の所掌事務は、都市計画道路の新設及び改良工事等並びに都市公園工事等の設計、施行及び監督に関することとする。

(出張所等の設置)

第63条 振興局建設部の所掌事務を分掌させるため、振興局建設部に出張所等を置く。

2 出張所等の名称及び位置は、次のとおりとする。

区 分	名 称	位 置
海草振興局建設部	海南工事事務所	海南市
那賀振興局建設部	紀の川流域下水道事務所	岩出市
	京奈和高速事務所	岩出市
伊都振興局建設部	国道橋本建設事務所	橋本市
有田振興局建設部	広川出張所	有田郡広川町
日高振興局建設部	切目川ダム建設事務所	日高郡印南町
西牟婁振興局建設部	近畿自動車道紀南高速事務所	田辺市

3 海草振興局建設部海南工事事務所に総務管理課、用地課及び工務課を置き、当該課に別表第7に掲げるグループを置く。

4 那賀振興局建設部紀の川流域下水道事務所に別表第7に掲げるグループを置く。

5 伊都振興局建設部国道橋本建設事務所に別表第7に掲げるグループを置く。

6 日高振興局建設部切目川ダム建設事務所に別表第7に掲げるグループを置く。

7 西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所に用地

第一課、用地第二課を置き、当該課に別表7に掲げるグループを置く。

(出張所等の所掌事務)

第64条 海草振興局建設部海南工事事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 海南市及び海草郡の区域における道路、河川、砂防等の工事、管理及び用地取得に関すること。

(2) 近畿自動車道紀勢線（海南市と有田川町の間に限る。）の建設に伴う用地取得事務及び残土処理事業に関すること。

2 那賀振興局建設部紀の川流域下水道事務所の所掌事務及び所管区域は、次のとおりとする。

- (1) 紀の川中流域下水道の建設に伴う地元との調整及び工事に関すること。
- (2) 紀の川流域下水道の建設に伴う工事に関すること。
- (3) 所管区域は、橋本市、紀の川市、岩出市並びに伊都郡のうちかつらぎ町及び九度山町とする。

3 那賀振興局建設部京奈和高速事務所の所掌事務及び所管区域は、次のとおりとする。

- (1) 京奈和自動車道紀北東道路及び紀北西道路の建設に伴う測量、設計及び土地・物件等の調査に関すること。
- (2) 京奈和自動車道紀北東道路及び紀北西道路の建設に伴う用地取得事務に関すること。
- (3) 所管区域は、和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市及び伊都郡のうちかつらぎ町とする。

4 伊都振興局建設部国道橋本建設事務所の所掌事務は、国道371号橋本バイパス改築事業に伴う用地取得及び工事並びに地元との調整に関することとする。

5 有田振興局建設部広川出張所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 広川ダム管理に関すること。
- (2) 広川町の区域における道路、河川、砂防、港湾等の工事に関すること。

6 日高振興局建設部切目川ダム建設事務所の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 切目川ダム建設工事（以下この項において「ダム工事」という。）に伴う地元町との調整及び用地取得並びに工事に関すること。
- (2) ダム工事に伴う国道425号の付替工事に伴う地元町との調整、用地取得及び工事に関すること。

7 西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 近畿自動車道紀勢線（海南市と有田川町の間を除く。）の建設に伴う測量、設計及び土地・物件等の調査に関すること。
 - (2) 近畿自動車道紀勢線（海南市と有田川町の間を除く。）の建設に伴う用地取得事務に関すること。
 - (3) 近畿自動車道紀勢線（海南市と有田川町の間を除く。）の建設に伴う残土処理事業に関すること。
- （ダム管理事務所の設置）

第65条 ダムの管理操作により有田川、日高川及び古座川の洪水を調節し、併せて発電に利用する貯水を行うため、有田振興局建設部、日高振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部にダム管理事務所を置く。

2 ダム管理事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

区 分	名 称	位 置
有田振興局建設部	二川ダム管理事務所	有田郡有田川町
日高振興局建設部	椿山ダム管理事務所	日高郡日高川町
東牟婁振興局串本建設部	七川ダム管理事務所	東牟婁郡古座川町

（ダム管理事務所の所掌事務）

第66条 ダム管理事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 洪水調節及び発電に係る流水の調節に関すること。
- (2) 堤体、附属設備、貯水池等の維持管理に関すること。
- (3) 堤体、附属設備、貯水池及びダム周辺の調査及び観測並びに資料の収集に関すること。
- (4) 放流時の通知及び警報伝達に関すること。
- (5) ダム管理に係る工事の調査、設計及び監督に関すること。

2 二川ダム管理事務所においては、前項に規定する事務のほか、有田郡有田川町の区域（平成18年1月1日に効力を生じた合併前の有田郡清水町の平成17年12月31日における区

域に限る。）における道路、河川、砂防等の工事の設計、施行及び監督に関する事務を所掌する。

（ダム管理事務所の内部組織）

第67条 ダム管理事務所に、管理課を置き、課に別表第7に掲げるグループを置く。

第2節 東京事務所

（設置）

第68条 中央官庁との連絡調整、情報収集、県政の広報、企業誘致、県内物産の販路拡大及び観光振興等の事務を行うため、東京事務所を置く。

（名称及び位置）

第69条 東京事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県東京事務所	東京都千代田区

（任務及び所掌事務）

第70条 東京事務所は、首都圏における県政に係る情報収集及び広報並びに企業誘致、県内物産の販路拡大及び観光振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 県政一般の事務に関し、国会、政府関係機関及び中央諸団体との連絡調整に関すること。
- (2) 県政に関係のある各種情報及び資料の収集に関すること。

- (3) 県政の広報及び報道に関すること。
- (4) 企業誘致等地域活性化の推進に関すること。
- (5) 県内物産の販路拡大及び観光振興に関すること。
- (6) 社団法人和歌山県観光連盟東京観光センターとの連絡調整に関すること。
- (7) 在京和歌山県人会及び財団法人和歌山県奨学会に関すること。

- (8) その他任務の達成に必要なこと。

第3節 県税事務所

(名称、位置及び所管区域)

第71条 和歌山県県税事務所設置条例(平成17年和歌山県条例第128号。以下「県税事務所設置条例」という。)に基づき設置された県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
和歌山県税事務所	和歌山市	和歌山市 海南市 海草郡
紀北県税事務所	岩出市	紀の川市 岩出市 橋本市 伊都郡
紀中県税事務所	有田郡湯浅町	有田市 御坊市 有田郡 日高郡
紀南県税事務所	田辺市	田辺市 新宮市 西牟婁郡 東牟婁郡

(任務)

第72条 県税事務所は、県税の適正かつ公平な課税及び徴収事務を推進することを任務とする。

(和歌山県税事務所の課の設置)

第73条 和歌山県税事務所に次の課を置く。

総務課

事業税課

自動車税・間税課

不動産取得税課

納税課

2 課に、別表第8に掲げるグループを置く。

(和歌山県税事務所総務課の所掌事務)

第74条 和歌山県税事務所総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管理に関すること。
- (2) 公文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (3) 県税事務所職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4) 県税事務所の予算の経理事務に関すること。
- (5) 県税事務所の歳入の管理及び決算に関すること。
- (6) 納税貯蓄組合に関すること。
- (7) 納税証明書の交付に関すること。
- (8) 他課の所管に属さないこと。

(和歌山県税事務所事業税課の所掌事務)

第75条 和歌山県税事務所事業税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県民税及び事業税の賦課に関すること。
- (2) 和歌山県税規則(昭和25年和歌山県規則第56号)第3条の2第1項の規定により他の県税事務所の長から嘱託を受けた法人の事業税に係る納税義務者についての調査事務に関すること。

(和歌山県税事務所自動車税・間税課の所掌事務)

第76条 和歌山県税事務所自動車税・間税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自動車税及び自動車取得税の賦課に関すること。
- (2) ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課徴収(滞納処分を除く。)に関すること。
- (3) 和歌山県税規則第3条の2第2項の規定により他の県税事務所の長から嘱託を受けた軽油引取税に係る特別徴収義務者又は納税義務者についての調査事務に関すること。

(和歌山県税事務所不動産取得税課の所掌事務)

第77条 和歌山県税事務所不動産取得税課の所掌事務は、不動産取得税、鉦区税及び狩猟税の賦課に関することとする。

(和歌山県税事務所納税課の所掌事務)

第78条 和歌山県税事務所納税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県税(ゴルフ場利用税及び軽油引取税を除く。)の徴収及び県税の滞納処分に関すること。
- (2) 県税の自主納税の推進に関すること。
- (3) 県税の事実に関する証明並びに謄本及び抄本の交付に関すること。

(紀北県税事務所等の課の設置)

第79条 紀北県税事務所、紀中県税事務所及び紀南県税事務所(以下「紀北県税事務所等」という。)に次の課を置く。

納税課

課税課

2 課に、別表第8に掲げるグループを置く。

(紀北県税事務所等の納税課の所掌事務)

第80条 紀北県税事務所等の納税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (3) 県税事務所職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4) 県税事務所の予算の経理事務に関すること。

- (5) 県税事務所の歳入の管理及び決算に関すること。
- (6) 納税貯蓄組合に関すること。
- (7) 紀北県税事務所にあつては伊都振興局総務企画室に、紀中県税事務所にあつては日高振興局総務企画室に、それぞれなされた県税に関する申請、申告、請求、届出、報告等の受理に関すること。
- (8) 納税証明書の交付に関すること。
- (9) 県税の事実に関する証明並びに謄本及び抄本の交付に関すること。
- (10) 県税（ゴルフ場利用税及び軽油引取税を除く。）の徴収及び県税の滞納処分に関すること。
- (11) 県税の自主納税の推進に関すること。
- (12) 他課の所管に属さないこと。

（紀北県税事務所等の課税課の所掌事務）

第81条 紀北県税事務所等の課税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県税（次号に掲げる県税を除く。）の賦課に関すること。
- (2) ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課徴収（滞納処分を除く。）に関すること。
- (3) 和歌山県税規則第3条の2第1項の規定により他の県税事務所の長から嘱託を受けた法人の事業税に係る納税義務者についての調査事務に関すること。
- (4) 和歌山県税規則第3条の2第2項の規定により他の県税

事務所の長から嘱託を受けた軽油引取税に係る特別徴収義務者又は納税義務者についての調査事務に関すること。

（出張所の設置）

第82条 新宮市及び東牟婁郡の所管区域において、紀南県税事務所の事務の執行の便宜を図るため、新宮市に紀南県税事務所新宮出張所を置く。

（出張所の所掌事務）

第83条 紀南県税事務所新宮出張所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県税（ゴルフ場利用税及び軽油引取税を除く。）の徴収及び県税の滞納処分に関すること。
- (2) 県税に関する申請、申告、請求、届出、報告等の受理に関すること。
- (3) 納税証明書の交付に関すること。
- (4) 県税の事実に関する証明並びに謄本及び抄本の交付に関すること。

第4節 消防学校

（設置）

第84条 消防組織法第51条の規定に基づき、消防職員及び消防団員等の教育訓練を行うため、消防学校を置く。

（名称及び位置）

第85条 消防学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県消防学校	和歌山市

（任務及び所掌事務）

第86条 消防学校は、県内の消防職員及び消防団員等の教育訓練を行い、地域の消防力の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 消防職員及び消防団員に対する各種教育訓練に関すること。
- (2) 自衛消防隊等の教育訓練に関すること。
- (3) その他任務の達成に必要なこと。

第5節 防災航空センター

（設置）

第87条 防災ヘリコプターの運航管理を行うため、防災航空センターを置く。

（名称及び位置）

第88条 防災航空センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県防災航空センター	西牟婁郡白浜町

（任務及び所掌事務）

第89条 防災航空センターは、防災ヘリコプターの活動を通じ、防災・消防活動を行い、県民の生命、身体及び財産を守ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 防災ヘリコプターの運航に関すること。
- (2) 防災ヘリコプターの管理に関すること。

(3) その他任務の達成に必要なこと。

第6節 文書館

（名称及び位置）

第90条 和歌山県立文書館設置及び管理条例（平成5年和歌山県条例第1号）に基づき設置された文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県立文書館	和歌山市

(任務及び所掌事務)

第91条 文書館は、歴史資料として重要な文書等の収集、保存及び活用を行い、県民の学術及び文化の発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 文書等の収集及び保存に関すること。
- (2) 文書等の利用に関すること。
- (3) 文書等の調査研究に関すること。
- (4) 資料集等の編さん及び刊行に関すること。
- (5) 文書等についての知識の普及啓発に関すること。
- (6) 県史編さんに関すること。
- (7) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第92条 文書館に、次の課を置く。

文書課

第7節 世界遺産センター

(設置)

第93条 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存と活用に関する事務を行うため、世界遺産センターを置く。

(名称及び位置)

第94条 世界遺産センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県世界遺産センター	田辺市

(任務及び所掌事務)

第95条 世界遺産センターは、世界遺産の価値を広く伝え、県民及び来訪者と共に守り育む機運を醸成することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 世界遺産の適正な保全及び活用の推進に関すること。
- (2) 世界遺産に関する知識の普及啓発に関すること。
- (3) 世界遺産に関する学術研究に関すること。
- (4) 教育啓発展示に伴う設備等の管理及び運営に関すること。

(5) その他任務の達成に必要なこと。

第8節 環境衛生研究センター

(設置)

第96条 保健衛生の向上及び増進並びに環境保全の確保及び創造に関して必要な測定、調査研究、試験検査及び技術指導を行うため、環境衛生研究センターを置く。

(名称及び位置)

第97条 環境衛生研究センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県環境衛生研究センター	和歌山市

(任務及び所掌事務)

第98条 環境衛生研究センターは、測定、調査研究、試験検査及び技術指導を行い、保健衛生の向上及び環境保全の確保を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 衛生に関する微生物、食品及び薬品の試験検査並びに保健、疫学及び生活環境に関する調査研究及び試験検査に関すること。
- (2) 大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染及び地盤沈下に関する測定及び調査研究に関すること。
- (3) 廃棄物に関する測定及び調査研究に関すること。

(4) 環境保全に関する技術指導及び調査研究業務に関すること。

(5) 感染症情報センターに関すること。

(6) 前各号に掲げる業務についての技術指導及び研修に関すること。

(7) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第99条 環境衛生研究センターに、総務管理課及び次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループを置く。

衛生研究部	微生物グループ 衛生グループ
環境研究部	大気環境グループ 水質環境グループ

2 御坊市及びその周辺地域における大気汚染の常時監視測定等を行うため、御坊市に環境衛生研究センター御坊監視支所を置く。

第9節 鳥獣保護センター

(設置)

第100条 傷病鳥獣救護等鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣

保護に関する調査等を行うため、鳥獣保護センターを置く。

(名称及び位置)

第101条 鳥獣保護センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置

和歌山県鳥獣保護センター

海草郡紀美野町

(任務及び所掌事務)

第102条 鳥獣保護センターは、傷病鳥獣の救護及び鳥獣保護思想の普及を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 傷病鳥獣の治療及び飼育に関すること。
- (2) 鳥獣保護に関する調査研究に関すること。
- (3) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第103条 鳥獣保護センターに、次の課を置く。

業務課

第10節 交通事故相談所

(設置)

第104条 交通事故被害者に係る諸問題の相談に応ずるため、交通事故相談所を置く。

(名称及び位置)

第105条 交通事故相談所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県交通事故相談所	和歌山市

(任務及び所掌事務)

第106条 交通事故相談所は、交通事故被害者等の福祉の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 被害者等の相談指導に関すること。
- (2) 被害者等の関係機関へのあっせんに関すること。
- (3) 市町村の行う交通事故相談の指導に関すること。
- (4) その他任務の達成に必要なこと。

第11節 消費生活センター

(設置)

第107条 消費生活に関する知識の普及啓発、相談及び苦情を処理するため、消費生活センターを置く。

(名称及び位置)

第108条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県消費生活センター	和歌山市

(任務及び所掌事務)

第109条 消費生活センターの所掌事務は、県民の消費生活における利益の擁護及び増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 消費生活に係る各種相談に関すること。
- (2) 消費者教育のための講座、研究会、講習会、講演会等の開催に関すること。
- (3) 消費者教育のための商品、資料の展示等情報提供に関すること。
- (4) その他任務の達成に必要なこと。

(支所)

第110条 田辺市、新宮市、日高郡みなべ町、西牟婁郡及び東牟婁郡の区域において、前条に掲げる事務を分掌させるため、田辺市に消費生活センター紀南支所を置く。

第12節 男女共生社会推進センター

(名称及び位置)

第111条 和歌山県男女共生社会推進センター設置及び管理条例(平成18年和歌山県条例第28号)に基づき設置された男女共生社会推進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県男女共生社会推進センター	和歌山市

(任務及び所掌事務)

第112条 男女共生社会推進センターは、男女共同参画に関する活動と交流の拠点として社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画の推進に関する講座、講演会等の実施に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する情報の収集、保存及び提供に関すること。
- (3) 男女共同参画を阻害する諸問題に関する相談及び支援

に関すること。

(4) 男女共同参画推進のための調査研究及び啓発に関すること。

(5) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第113条 男女共生社会推進センターに次の課を置く。

企画課

啓発課

第13節 動物愛護センター

(名称及び位置)

第114条 和歌山県動物愛護センター設置条例（平成12年和歌山県条例第9号）に基づき設置された動物愛護センター

の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県動物愛護センター	海草郡紀美野町

（任務及び所掌事務）

第115条 動物愛護センターは、動物愛護精神の高揚を図り、もって人と動物が共生する潤いある社会づくりに寄与することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 動物の愛護及び適正飼養についての普及啓発に関すること。
- (2) 動物の保護管理及び動物による危害の防止に関すること。
- (3) 犬及びねこの引取りに関すること。
- (4) 負傷動物の収容措置に関すること。
- (5) 収容した動物返還、譲渡及び殺処分に関すること。

(6) 狂犬病予防対策に関すること。

(7) 動物由来感染症等の調査研究に関すること。

(8) その他任務の達成に必要なこと。

（内部組織）

第116条 動物愛護センターに、次の課を置く。

業務課

第14節 紀南児童相談所

（名称、位置及び所管区域）

第117条 和歌山県紀南児童相談所設置条例（昭和39年和歌山県条例第8号）に基づき設置された紀南児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
和歌山県紀南児童相談所	田辺市	田辺市 新宮市 日高郡のうちみなべ町 西牟婁郡 東牟婁郡

（任務及び所掌事務）

第118条 紀南児童相談所は、児童福祉の増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 児童福祉法第12条に規定する児童相談所の運営に関すること。
- (2) 療育手帳の交付に関すること（18歳未満の者に対する手帳の交付に限る。）。
- (3) その他任務の達成に必要なこと。

（内部組織）

第119条 新宮市及び東牟婁郡の区域において、紀南児童相談所の事務の執行の便宜を図るため、新宮市に紀南児童相談所新宮分室を置く。

第15節 仙溪学園

（名称及び位置）

第120条 和歌山県児童福祉施設設置条例（昭和39年和歌山県条例第9号）に基づき設置された仙溪学園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県仙溪学園	紀の川市

（任務及び所掌事務）

第121条 仙溪学園は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家族環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童の自立支援を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設の運営に関すること。
- (2) その他任務の達成に必要なこと。

（内部組織）

第122条 仙溪学園に、次の課を置く。

総務課

生活指導課

自立支援課

第16節 女性相談所

（名称及び位置）

第123条 和歌山県女性相談所設置条例（昭和39年和歌山県条例第10号）に基づき設置された女性相談所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県女性相談所	和歌山市

2 売春防止法第34条第4項の規定により、女性相談所に、対象者を一時保護するため、一時保護所を附設する。

（任務及び所掌事務）

第124条 女性相談所は、要保護女子及び配偶者からの暴力を受けた被害者の相談及び指導を行い、自立支援を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 売春防止法第34条に規定する婦人相談所の運営に関すること。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターの運営に関すること。
- (3) その他任務の達成に必要なこと。

名 称	位 置
和歌山県女性保護施設なぐさホーム	和歌山市

(任務及び所掌事務)

第126条 女性保護施設なぐさホームは、要保護女子及び配偶者からの暴力を受けた被害者の収容保護を行い、自立支援を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 売春防止法第36条に規定する婦人保護施設の運営に関すること。
- (2) その他任務の達成に必要なこと。

名 称	位 置
和歌山県子ども・障害者相談センター	和歌山市

2 子ども・障害者相談センターの児童相談所としての所管区域は、和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市、橋本市、有田市、御坊市、海草郡、伊都郡、有田郡及び日高郡（みなべ町を除く。）である。

(任務及び所掌事務)

第128条 子ども・障害者相談センターは、児童、身体障害者及び知的障害者の福祉の増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 児童福祉法第12条に規定する児童相談所の運営に関すること。
- (2) 児童福祉法第12条の4に規定する児童の一時保護施設の運営に関すること。
- (3) 身体障害者福祉法第11条に規定する身体障害者更生相談所の運営に関すること。
- (4) 身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者福祉センターの運営に関すること。
- (5) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の障害認定及び交付に関すること。
- (6) 知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相

名 称	位 置
和歌山県精神保健福祉センター	和歌山市

(任務及び所掌事務)

第131条 精神保健福祉センターは、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に基づく次の業務に関すること。

第17節 女性保護施設なぐさホーム

(名称及び位置)

第125条 和歌山県女性保護施設なぐさホーム設置及び管理条例（昭和39年和歌山県条例第11号）に基づき設置された女性保護施設なぐさホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

第18節 子ども・障害者相談センター

(名称、位置及び所管区域)

第127条 和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例（平成7年和歌山県条例第33号）に基づき設置された子ども・障害者相談センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

談所の運営に関すること。

(7) 療育手帳の交付に関すること。

(8) 子ども診療室（子どもメンタルクリニック）の運営に関すること。

(9) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第129条 子ども・障害者相談センターに、次の課室を置く。

総務企画課

子ども相談課

障害者支援課

一時保護課

子ども診療室

第19節 精神保健福祉センター

(名称及び位置)

第130条 和歌山県精神保健福祉センター設置条例（平成17年和歌山県条例第72号）に基づき設置された精神保健福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

ア 技術指導及び技術援助に関すること。

イ 教育研修、広報普及及び調査研究に関すること。

ウ 相談のうち複雑又は困難なものに関すること。

エ 和歌山県精神医療審査会の運営に関すること。

オ 市町村が行う障害福祉サービスの支給要否決定に関する技術的事項についての協力その他必要な援助

等に関すること。

- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の申請に対する決定に関すること。
- (3) 障害者自立支援法第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）の決定、変更及び取消し並びに医療受給者証の返還に関すること。

(4) その他任務の達成に必要なこと。

第20節 保健所

(名称、位置及び所管区域)

第132条 保健所設置条例（昭和28年和歌山県条例第30号）に基づき設置された保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
岩出保健所	岩出市	紀の川市 岩出市
橋本保健所	橋本市	橋本市 伊都郡
海南保健所	海南市	海南市 海草郡
御坊保健所	御坊市	御坊市 日高郡のうち美浜町、日高町、由良町、日高川町及び印南町
田辺保健所	田辺市	田辺市 西牟婁郡 日高郡のうちみなべ町
新宮保健所	新宮市	新宮市 東牟婁郡

(任務)

第133条 保健所は、地域における健康づくりの推進、公衆衛生の向上、環境保全の推進及び生活衛生の確保を図ることを任務とする。

(内部組織)

第134条 保健所に、次の課を置く。

総務健康安全課
保健福祉課
衛生環境課

2 課に、別表第9に掲げるグループを置く。

(総務健康安全課の所掌事務)

第135条 総務健康安全課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (3) 福祉及び保健に関する一体的な施策の推進の企画、調整及び指導に関すること。
- (4) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。
- (5) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
- (6) 医事に関すること。
- (7) 地域保健医療計画に関すること。
- (8) 地域医療に関すること。
- (9) 臓器の移植に関する法律の施行に関すること。
- (10) 医師、看護師等医療従事者の養成に関すること。
- (11) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること。
- (12) 予防接種法に関すること。
- (13) 細菌学的検査及び臨床検査に関すること。
- (14) 健康危機管理に関すること。
- (15) 所内の連絡調整に関すること。
- (16) 他課の所管に属しないこと。

(保健福祉課の所掌事務)

第136条 保健福祉課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 母子保健に関すること。
- (2) 栄養の改善に関すること。
- (3) 健康増進に関すること。
- (4) 保健師に関すること。
- (5) 公共医療事業の向上及び増進に関すること。
- (6) 歯科保健に関すること。
- (7) 原爆被爆者対策に関すること。
- (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- (9) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健及び福祉に関すること。

(衛生環境課の所掌事務)

第137条 衛生環境課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 食品衛生（と畜及び食鳥関係を含む。）及びその検査業務に関すること。
- (2) 製菓衛生師に関すること。
- (3) 和歌山県魚介類行商条例に関すること。
- (4) 狂犬病予防並びに動物（産業動物及び野生鳥獣を除く。）の愛護及び管理に関すること。
- (5) 化製場等に関すること。
- (6) 水道、遊泳プール、墓地、生活衛生営業及びその検査業務に関すること。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (8) 家庭用品に関すること。
- (9) 衛生上の試験及び検査に関すること。
- (10) 環境保全及び公害防止に関すること。
- (11) 廃棄物及び浄化槽に関すること。
- (12) リサイクルに関すること。
- (13) 温泉法に関すること。
- (14) 献血に関すること。
- (15) 骨髄バンクに関すること。
- (16) 薬事に関すること。

- (17) 毒物劇物に関すること。
(18) 薬物乱用防止に関すること。

(支所の設置)

第138条 東牟婁郡のうち古座川町及び串本町の区域において、新宮保健所の事務の執行の便宜を図るため、東牟婁郡串本町に新宮保健所串本支所を置く。

- 2 新宮保健所串本支所に、総務健康安全課、保健福祉課及び衛生環境課を置き、当該課に別表第9に掲げるグループ

名 称	位 置
和歌山県立高等看護学院	紀の川市

(任務及び所掌事務)

第140条 高等看護学院は、看護師及び助産師を養成し、地域医療に資することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 看護等に関する専門的知識及び技術の修得に必要な教育課程の実施に関すること。
(2) その他任務の達成に必要なこと。

名 称	位 置
和歌山県立なぎ看護学校	新宮市

(任務及び所掌事務)

第142条 なぎ看護学校は、看護師を養成し、地域医療に資することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 看護等に関する専門的知識及び技術の修得に必要な教育課程の実施に関すること。
(2) その他任務の達成に必要なこと。

第23節 こころの医療センター

名 称	位 置
和歌山県立こころの医療センター	有田郡有田川町

(任務及び所掌事務)

第144条 こころの医療センターは、地域における精神医療の中核施設として、質の高い医療を提供することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 精神障害者等の医療及び保護に関すること。
(2) 精神障害者の社会復帰の促進のための生活相談及び精神療法に関すること。
(3) 診療に関すること。
(4) 各種検査に関すること。
(5) 調剤、製剤及び服薬指導に関すること。
(6) 看護に関すること。
(7) 老人性認知症疾患センターに関すること。
(8) 給食に関すること。
(9) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第145条 こころの医療センターに、診療部、看護部、リハ

を置く。

- 3 新宮保健所串本支所各課の所掌事務は、第135条、第136条及び第137条に準じる。

第21節 高等看護学院

(名称及び位置)

第139条 和歌山県立高等看護学院設置及び管理条例(昭和27年和歌山県条例第4号)に基づき設置された高等看護学院の名称及び位置は、次のとおりとする。

第22節 なぎ看護学校

(名称及び位置)

第141条 和歌山県立なぎ看護学校設置及び管理条例(平成6年和歌山県条例第38号)に基づき設置されたなぎ看護学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

(名称及び位置)

第143条 和歌山県立精神病院設置及び管理条例(昭和27年和歌山県条例第5号)及び和歌山県病院事業の設置に関する条例(昭和41年和歌山県条例第58号)に基づき設置されたこころの医療センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

ビリテーション部、老人性認知症疾患センター及び事務局を置く。

(診療部、リハビリテーション部及び事務局)

第146条 診療部に、精神科、内科、検査科、薬局及び栄養室を置く。

2 リハビリテーション部に作業療法科及びデイケア科を置く。

3 事務局に、次の課を置く。

総務課

業務課

第24節 難病・子ども保健相談支援センター

(名称及び位置)

第147条 和歌山県難病・子ども保健相談支援センター設置条例(平成18年和歌山県条例第34号)に基づき設置された難病・子ども保健相談支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県難病・子ども保健相談支援センター	和歌山市

(任務及び所掌事務)

第148条 難病・子ども保健相談支援センターは、難病患者及び長期の療養を必要とする子どもの相談及び支援を行い、生活の質の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 療養生活の不安・悩みの相談に関すること。
- (2) 医療・福祉などの情報提供に関すること。
- (3) 患者会・家族会・ボランティアの活動支援に関すること。

(4) その他任務の達成に必要なこと。

第25節 公営競技事務所

(設置)

第149条 県営競輪の円滑な運営を図るため、公営競技事務所を置く。

(名称及び位置)

第150条 公営競技事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県公営競技事務所	和歌山市

(任務及び所掌事務)

第151条 公営競技事務所は、競輪事業の円滑な運営を行い、県財政に貢献することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 競輪事業の実施・運営に関すること。
- (2) 和歌山競輪場の管理に関すること。
- (3) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第152条 公営競技事務所に、次の課を置く。

総務課

事業課

第26節 工業用水道管理センター

(設置)

第153条 工業用水道の円滑な運営を図るため、工業用水道管理センターを置く。

(名称及び位置)

第154条 工業用水道管理センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県工業用水道管理センター	海南市

(任務及び所掌事務)

第155条 工業用水道管理センターは、工業用水道事業を円滑に運営し、地域産業の振興に寄与することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 工業用水道施設の運転、保守及び維持管理に関すること。
- (2) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第156条 工業用水道管理センターに、次の課を置く。

管理課

工業用水課

第27節 産業技術専門学院

(名称及び位置)

第157条 和歌山県立産業技術専門学院設置条例(昭和45年和歌山県条例第13号)に基づき設置された産業技術専門学院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	和歌山市
和歌山県立田辺産業技術専門学院	田辺市

(任務及び所掌事務)

第158条 産業技術専門学院は、地域の労働者の職業能力の開発と向上を行い、地域産業の振興と雇用の促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 普通職業訓練の訓練課程の実施に関すること。
- (2) 事業主等の行う職業訓練に関する援助に関すること。
- (3) 技能検定の援助に関すること。
- (4) 職業訓練の実施に関する調査研究に関すること。

(5) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第159条 産業技術専門学院に、次の課を置く。

総務課

訓練課

第28節 工業技術センター

(設置)

第160条 工業の振興と工業技術の向上を図るため、工業

技術センターを置く。
(名称及び位置)

名 称	位 置
和歌山県工業技術センター	和歌山市

(任務及び所掌事務)

第162条 工業技術センターは、県内企業の技術力・研究開発力向上に向けた総合的な支援を行い、県内産業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 企業等の技術的課題解決のための技術相談・技術指導に関すること。
- (2) 工業技術センターが保有する設備・機器等の利用に関すること。
- (3) 企業等からの依頼に基づく受託試験・受託研究に関すること。
- (4) 県内企業等の研究・開発能力向上のための人材育成に関すること。
- (5) 県内企業等の活性化に資するまざまな分野での研究開発と成果普及に関すること。
- (6) その他任務の達成に必要なこと。

2 工業技術センターは、工業の科学技術の向上及びその成果の普及に必要なと認めるときは、次に掲げる業務を行うことができる。

- (1) 試験研究、分析、技術調整又は試作若しくは加工に関すること。
- (2) 試験研究の結果、県の工業の振興及び科学技術の向上

第161条 工業技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

に寄与すると認められる各種製品を試作し、又は製造すること。

(内部組織)

第163条 工業技術センターに、次の部を置く。

企画総務部
生活産業部
材料技術部
化学技術部
システム技術部
薬事開発部
工芸・デザイン部
繊維皮革部

2 企画総務部に、総務課及び企画課を置く。

第29節 農林水産総合技術センター

(設置)

第164条 生産性の高い農林水産業の実現に必要な技術の開発及び実用化に関する研究を推進し、これらの専門技術の普及を図るため、農林水産総合技術センターを置く。

(名称及び位置)

第165条 農林水産総合技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県農林水産総合技術センター	有田郡有田川町

(任務及び所掌事務)

第166条 農林水産総合技術センターは、農林水産業の技術の開発、実用化に関する研究及び専門技術の普及を行い、生産性の高い農林水産業の実現を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 研究機関相互の企画調整に関すること。
- (2) 研究の基本方針の決定及びその進行管理に関すること。
- (3) 研究成果の提供に関すること。
- (4) 研究関連資料の収集、管理及び伝達に関すること。
- (5) 専門技術の調査及び普及に関すること。
- (6) 普及指導員の研修に関すること。
- (7) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第167条 農林水産総合技術センターに次の課及び部を置く。

総務課
企画普及部

2 企画普及部に、次の課を置く。

企画課
普及課

(試験場等の設置)

第168条 農林水産総合技術センターの所掌事務を分掌させるため、農林水産総合技術センターに試験場等を置く。

2 試験場等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県農林水産総合技術センター	農業試験場
	果樹試験場
	果樹試験場かき・もも研究所
	果樹試験場うめ研究所

	暖地園芸センター	御坊市
	畜産試験場	西牟婁郡すさみ町
	畜産試験場養鶏研究所	日高郡日高川町
	林業試験場	西牟婁郡上富田町
	水産試験場	東牟婁郡串本町

(農業試験場の所掌事務)

第169条 農業試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域農業に関する試験研究を行うこと。
- (2) 各種作物の品種及び栽培に関する試験研究を行うこと。
- (3) 土壌及び肥料に関する試験研究を行うこと。
- (4) 農作物の病害虫に関する試験研究を行うこと。
- (5) 農機具に関する試験研究を行うこと。
- (6) 農作物の流通及び貯蔵に関する試験研究を行うこと。
- (7) 農業経営に関する調査研究を行うこと。
- (8) 農業生産環境保全に関すること。
- (9) 優良種苗の育成及び増殖配布に関すること。
- (10) 農業技術及び農村生活の研修を行うこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、農業に関する調査、試験研究、分析及び鑑定に関すること。

(農業試験場の内部組織)

第170条 農業試験場に、次の部を置く。

栽培部

環境部

(果樹試験場の所掌事務)

第171条 果樹試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 果樹の育種に関する試験研究を行うこと。
- (2) 果樹の栽培法に関する試験研究を行うこと。
- (3) 果樹の病害虫に関する試験研究を行うこと。
- (4) 土壌及び肥料に関する試験研究を行うこと。
- (5) 果樹園の環境保全に関する試験研究を行うこと。
- (6) 施設及び機械の利用技術に関する試験研究を行うこと。
- (7) 果樹栽培技術の情報化及び技術指導に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、果樹に関する調査、試験研究、分析及び鑑定に関すること。

(果樹試験場の内部組織)

第172条 果樹試験場に、次の部を置く。

栽培部

環境部

(果樹試験場かき・もも研究所の所掌事務)

第173条 果樹試験場かき・もも研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) かき・ももの品種育成・探索及び栽培法に関する試験研究を行うこと。
- (2) かき・もも果実の品質保持に関する試験研究を行うこと。
- (3) かき・ももの病害虫に関する試験研究を行うこと。

(4) かき・ももの栽培における土壌及び肥料に関する試験研究を行うこと。

(5) かき・ももの栽培における環境保全及び気象の変動影響に関する試験研究を行うこと。

(6) かき・ももの栽培における低コスト・軽労力化に関する試験研究を行うこと。

(7) かき・ももの栽培に関する情報の提供及び技術指導に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、かき・ももに関する調査、試験研究、分析及び鑑定に関すること。

(果樹試験場うめ研究所の所掌事務)

第174条 果樹試験場うめ研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) うめの品種改良及び栽培法に関する試験研究を行うこと。
- (2) うめ栽培における土壌及び肥料に関する試験研究を行うこと。
- (3) うめの病害虫に関する試験研究を行うこと。
- (4) うめの環境保全型農業に関する試験研究を行うこと。
- (5) うめ栽培における低コスト・省力化技術に関する試験研究を行うこと。
- (6) 温暖化等の気象変動に関する調査研究を行うこと。
- (7) うめ果実の機能性及び品質保持に関する試験研究を行うこと。
- (8) うめ栽培技術の情報化及び技術指導に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、うめ生産農家の経営安定に関する調査、試験研究、分析及び鑑定に関すること。

(暖地園芸センターの所掌事務)

第175条 暖地園芸センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 野菜・花きの栽培法に関する試験研究を行うこと。
- (2) 野菜・花きの加工・品質保持技術に関する試験研究を行うこと。
- (3) 野菜・花きの環境保全に関する試験研究を行うこと。
- (4) 施設内環境調節技術に関する試験研究を行うこと。
- (5) 野菜・花きの品種育成に関する試験研究を行うこと。
- (6) 野菜・花きの優良種苗の増殖、配布及び保持に関すること。
- (7) 野菜・花きの生物工学及び遺伝資源開発に関する試験研究を行うこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、園芸に関する調査、試験研究、分析及び鑑定に関すること。

(暖地園芸センターの内部組織)

第176条 暖地園芸センターに、次の部を置く。

園芸部

育種部

(畜産試験場の所掌事務)

第177条 畜産試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 家畜の改良増殖及び飼養管理についての試験研究に関すること。

(2) 家畜の増殖、育成及び譲渡に関すること。

(3) 家畜の人工授精及び受精卵移植についての試験研究に関すること。

(4) 精液及び受精卵の生産及び譲渡に関すること。

(5) 畜産経営の研究、調査及び指導に関すること。

(6) 家畜飼料及び飼料作物についての試験研究及び調査に関すること。

(7) 畜産の環境保全についての試験研究に関すること。

(8) 草地の利用及び管理についての試験研究に関すること。

(9) 畜産物の加工利用についての試験研究に関すること。

(畜産試験場の内部組織)

第178条 畜産試験場に、次の部を置く。

大家畜部

生産環境部

2 家畜の増殖、育成及び譲渡並びに草地の利用及び管理に関する業務を行うため、畜産試験場に黒潮牧場を置く。

(畜産試験場養鶏研究所の所掌事務)

第179条 畜産試験場養鶏研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 鶏の飼養管理についての試験研究に関すること。

(2) 養鶏経営の研究、調査及び指導に関すること。

(3) 産卵及び産肉に係る経済能力の試験研究に関すること。

(4) 飼料の試験研究及び分析に関すること。

(5) 鶏の衛生及び環境保全の試験研究に関すること。

(6) 畜産物の加工利用についての試験研究に関すること。

(林業試験場の所掌事務)

第180条 林業試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 林木の育種及び育苗の試験研究に関すること。

(2) 森林の育成及び保全の試験研究に関すること。

(3) 林業経営の試験研究に関すること。

(4) 木材利用の試験研究に関すること。

(5) 特用林産の試験研究に関すること。

(6) 林業技術の向上及び技術指導に関すること。

(7) 林業従事者の養成及び研修に関すること。

(林業試験場の内部組織)

第181条 林業試験場に、次の部を置く。

経営環境部

木材利用部

特用林産部

(水産試験場の所掌事務)

第182条 水産試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 漁海況及び漁場に係る調査及び研究に関すること。

(2) 水産資源の管理に係る調査及び研究に関すること。

(3) 漁業生産環境に係る調査及び研究に関すること。

(4) 魚介藻類の増養殖に係る調査及び研究に関すること。

(5) 内水面漁業に係る調査及び研究に関すること。

(6) 漁業経営並びに水産物の加工及び流通に関すること。

(7) 研究成果の公表及び普及指導に関すること。

(水産試験場の内部組織)

第183条 水産試験場に次の部を置く。

企画情報部

資源海洋部

漁場環境部

養殖栽培部

第30節 農業大学校

(名称及び位置)

第184条 和歌山県農業大学校設置条例(昭和57年和歌山県条例第30号)に基づき設置された農業大学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県農業大学校	伊都郡かつらぎ町

(任務及び所掌事務)

第185条 農業大学校は、農業・農村の担い手育成及び農業者の研修を行い、農業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 農業・農村の担い手に対する技術と経営についての研究及び教育に関すること。

(2) 就農希望者への農業基礎についての研修に関すること。

(3) 農業者への生涯教育に関すること。

(4) 農業機器の操作及び使用技術についての研修・教育に関すること。

(5) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第186条 農業大学校に、次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

研修部	総務学生課 研修課
-----	-----------

養成部

果樹課 野菜花き課

第31節 農作物病虫害防除所 (名称及び位置)

第187条 植物防疫法第32条の規定に基づき設置された農作物病虫害防除所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県農作物病虫害防除所	紀の川市

(任務及び所掌事務)

第188条 農作物病虫害防除所は、植物の検疫及び農作物病虫害防除活動を行い、農業生産の安定を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 植物の検疫に関する事。
- (2) 農作物の病虫害防除についての企画に関する事。
- (3) 市町村、農業者又はその組織する団体及び防除業者が行う病虫害防除に対する指導及び協力に関する事。
- (4) 病虫害の防除に必要な器具の保管及び貸出しに関する事。
- (5) 植物防疫に関する団体の育成指導に関する事。

(6) 病虫害防除員及び病虫害防除適期決定調査員の指導に関する事。

(7) その他病虫害防除及び発生予察事業に必要な事務に関する事。

(8) その他任務の達成に必要な事。

第32節 家畜保健衛生所

(名称、位置及び所管区域)

第189条 家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第1条の規定に基づき設置された家畜保健衛生所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
紀北家畜保健衛生所	和歌山市	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 紀の川市 岩出市 海草郡 伊都郡 有田郡
紀南家畜保健衛生所	西牟婁郡上富田町	御坊市 田辺市 新宮市 日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡

(任務及び所掌事務)

第190条 家畜保健衛生所は、家畜伝染病の予防及び保健衛生の向上を図り、家畜の健康保持及び安全で良質な畜産物の生産に寄与することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 地域の家畜保健衛生業務の企画に関する事。
- (2) 家畜の伝染病の予防及びまん延防止に関する事。
- (3) 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事。
- (4) 家畜の繁殖障害の除去、人工授精及び受精卵移植の実施に関する事。
- (5) 家畜の保健衛生上必要な調査、試験及び検査に関する事。

(6) 畜産の経営及び環境保全等の技術指導に関する事。

(7) 寄生虫病、骨軟症その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関する事。

(8) 地域の特殊疾病の調査に関する事。

(9) 獣医事及び動物薬事の指導・監督及び獣医療の提供に関する事。

(10) 畜産物の安全性確保に関する事。

(11) その他任務の達成に必要な事。

(内部組織)

第191条 次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

紀北家畜保健衛生所	総務課 防疫課 衛生指導課 病性鑑定課
紀南家畜保健衛生所	総務防疫課 衛生指導課

2 新宮市及び東牟婁郡の区域において、紀南家畜保健衛生所の事務を分掌させるため、東牟婁郡那智勝浦町に紀南家畜保健衛生所東牟婁支所を置く。

第33節 就農支援センター (設置)

第192条 農業の担い手を育成し、就農を促進するため、就農支援センターを置く。

(名称及び位置)

第193条 就農支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県就農支援センター	御坊市

(任務及び所掌事務)

第194条 就農支援センターは、新規就農希望者の就農及び定着の支援を行い、農業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 農業情報の提供に関すること。
- (2) 就農相談に関すること。
- (3) 就農のための技術、経営等の研修に関すること。
- (4) 就農支援資金の貸付相談に関すること。
- (5) 就農定着支援に関すること。

(6) その他任務の達成に必要なこと。

第34節 ふるさと定住センター

(設置)

第195条 県内への定住促進を図るため、ふるさと定住センターを置く。

(名称及び位置)

第196条 ふるさと定住センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県ふるさと定住センター	東牟婁郡古座川町

(任務及び所掌事務)

第197条 ふるさと定住センターは、「わかやま田舎暮らし」の支援を行い、農山村地域の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 定住相談に関すること。
- (2) 田舎暮らしのための定住研修に関すること。
- (3) その他任務の達成に必要なこと。

第35節 南紀白浜空港管理事務所

(設置)

第198条 南紀白浜空港の円滑な管理及び運営を図るため、南紀白浜空港管理事務所を置く。

(名称及び位置)

第199条 南紀白浜空港管理事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県南紀白浜空港管理事務所	西牟婁郡白浜町

(任務及び所掌事務)

第200条 南紀白浜空港管理事務所は、南紀白浜空港の円滑な管理運営を行い、航空の安全を確保することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 南紀白浜空港施設の整備、管理及び運営に関すること。
- (2) 南紀白浜空港の利便性の向上に関すること。
- (3) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第201条 南紀白浜空港管理事務所に、次の課を置く。

総務課

施設課

第36節 和歌山下津港湾事務所

(設置)

第202条 和歌山下津港、加太港及び大川港及び和歌浦漁港の円滑な管理運営及び整備を図るため、和歌山下津港湾事務所を置く。

(名称及び位置)

第203条 和歌山下津港湾事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県和歌山下津港湾事務所	和歌山市

(任務及び所掌事務)

第204条 和歌山下津港湾事務所は、和歌山下津港、加太港、大川港及び和歌浦漁港を整備し、良好かつ円滑な管理運営を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 管理区域における水域、港湾施設、漁港施設、港湾施設用地及び漁港施設用地の管理及び運用並びに港湾隣接地域及び臨港地区の管理に関すること。
- (2) 管理区域における港湾施設、漁港施設及び海岸施設の建設、改良、維持修繕及び災害復旧並びに工事検査に関すること。
- (3) 管理区域における公有水面埋立て、しゅんせつ及び砂、砂利等の採取事業に関すること。

- (4) 管理区域内の港湾施設及び海岸施設の建設及び改良に伴う土地の買収、物件補償及び登記に関すること。
- (5) 管理区域における油流出事故等の防除及び指導に関すること。
- (6) 管理区域における海岸保全施設並びに漁港及び海岸保全区域内の公有水面及び国有海浜地の管理に関すること。
- (7) 土地水面等の使用許可及び土石、砂利等の払下げに関すること。
- (8) 市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施行する漁港工事(知事が別に定めるものに限る。)について、必要に応じて行う現地調査に関すること。
- (9) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第205条 和歌山下津港湾事務所に、次の課を置く。

総務管理課

工務課

第37節 雑則

(地方機関の内部組織)

第206条 この規則に定めるもののほか、必要と認めるときは、知事の承認を得て、地方機関に部、課、係その他の内部組織（以下「部課等」という。）を置くことができる。

(部課等の所掌事務)

第207条 部課等の所掌事務及びその他必要な事項については、この規則に定めるもののほか、当該地方機関の長が処務細則により定め、知事に報告するものとする。

(駐在等の設置)

第208条 地方機関の長は、その所掌する事務の執行の便宜を図るため、この規則に定めるもののほか、知事の承認を得て、必要な地に、職員を駐在させることができる。

2 前項の規定により、職員を駐在させる場所その他職員の駐在に関し必要な事項は別に定める。

第209条 削除

第210条の表中

和歌山県私立学校審議会	私立学校法第9条の規定による私立大学以外の私立学校、私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務
和歌山県情報公開審査会	公文書の開示請求に係る開示決定等に対する不服申立ての審議に関する事務
和歌山県個人情報保護審議会	個人情報の保護に関する重要事項についての調査審議に関する事務

を

和歌山県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第1項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第138条第1項の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務
和歌山県私立学校審議会	私立学校法第9条の規定による私立大学以外の私立学校、私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務
和歌山県情報公開審査会	和歌山県情報公開条例第23条の規程によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務
和歌山県個人情報保護審議会	和歌山県個人情報保護条例第47条の規程によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務

に、

和歌山県人権施策推進審議会	和歌山県人権尊重の社会づくり条例第5条第2項の規定による人権施策基本方針に関する事項を審議その他人権尊重の社会づくりに関する基本的事項の審議に関する事務	人権政策課
和歌山県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定による土地に関する権利の移転等に係る規制区域の指定等についての確認、土地に関する権利の移転等に係る監視区域の指定等及び土地に関する権利の移転等の許可及び土地売買等の契約の締結の中止等の勧告についての県知事に対する意見の陳述並びに土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決に関する事務	地域振興課
和歌山県国土利用計画審議会	国土利用計画法第38条第1項及び国土調査法第15条の規定による県計画及び土地利用基本計画に関する意見の陳述、市町村計画に関する県知事の助言又は勧告に関する意見の陳述並びに県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関する重要な事項の調査審議並びに国土調査に関する重要事項の調査審議に関する事務	

を

和歌山県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定による土地に関する権利の移転等に係る規制区域の指定等についての確認、土地に関する権利の移転等に係る監視区域の指定等及び土地に関する	地域づくり課
-------------	--	--------

	権利の移転等の許可及び土地売買等の契約の締結の中止等の勧告についての県知事に対する意見の陳述並びに土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決に関する事務	
和歌山県国土利用計画審議会	国土利用計画法第38条第1項及び国土調査法第15条の規定による県計画及び土地利用基本計画に関する意見の陳述、市町村計画に関する県知事の助言又は勧告に関する意見の陳述並びに県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関する重要な事項の調査審議並びに国土調査に関する重要事項の調査審議に関する事務	に、
和歌山県人権施策推進審議会	和歌山県人権尊重の社会づくり条例第5条第2項の規定による人権施策基本方針に関する事項を審議その他人権尊重の社会づくりに関する基本的事項の審議に関する事務	人権政策課

和歌山県クリーニング師試験委員	クリーニング業法第7条の規定によるクリーニング師試験の実施に関する事務	生活衛生課
和歌山県製菓衛生師試験委員	製菓衛生師法第4条の規定による製菓衛生師試験の実施に関する事務	
和歌山県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事務	
和歌山県消費生活審議会	知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定と向上を図るための施策の基本的事項その他当該施策の実施に関する重要事項の調査審議並びに消費者苦情についてのあせせん及び調停に関する事務	県民生活課
和歌山県交通安全対策会議	交通安全対策基本法第16条第2項の規定による県交通安全計画の作成及びその実施の推進並びに県及び関係指定地方行政機関等相互間の連絡調整等に関する事務	
和歌山県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する事項の調査審議及び関係行政機関相互の連絡調整に関する事務	青少年課
和歌山県男女共同参画審議会	和歌山県男女共同参画推進条例（平成14年和歌山県条例第14号）第23条第2項の規定による重要事項の調査審議、県施策の実施状況についての調査、意見陳述その他の事務及び知事への建議に関する事務	男女共生社会推進課

和歌山県消費生活審議会	知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定と向上を図るための施策の基本的事項その他当該施策の実施に関する重要事項の調査審議並びに消費者苦情についてのあせせん及び調停に関する事務	県民生活課
和歌山県交通安全対策会議	交通安全対策基本法第16条第2項の規定による県交通安全計画の作成及びその実施の推進並びに県及び関係指定地方行政機関等相互間の連絡調整等に関する事務	
和歌山県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する事項の調査審議及び関係行政機関相互の連絡調整に関する事務	青少年・男女共同参画課
和歌山県男女共同参画審議会	和歌山県男女共同参画推進条例（平成14年和歌山県条例第14号）第23条第2項の規定による重要事項の調査審議、県施策の実施状況についての調査、意見陳述その他の事務及び知事への建議に関する事務	に改める。
和歌山県クリーニング師試験委員	クリーニング業法第7条の規定によるクリーニング師試験の実施に関する事務	食品・生活衛生課
和歌山県製菓衛生師試験委員	製菓衛生師法第4条の規定による製菓衛生師試験の実施に関する事務	
和歌山県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事務	

第210条の表和歌山県介護保険審査会の項中「長寿社会推進課」を「長寿社会課」に改め、同表中

和歌山県国民健康保険審査会	国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	健康づくり推進課
---------------	--	----------

を

和歌山県国民健康保険審査会	国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	健康づくり推進課
和歌山県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	

に改める。

第210条の表感染症の審査に関する協議会の項中「健康対策課」を「難病・感染症対策課」に改め、同表中和歌山県観光審議会の項及び和歌山県職業能力開発審議会の項を削

り、和歌山県中小企業調停審議会の項の次に次のように加える。

和歌山県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法第91条の規定による県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項についての調査審議及び関係行政機関に対する建議に関する事務	労働政策課
和歌山県観光審議会	観光開発計画の基本的事項その他観光事業に関する重要事項の調査審議に関する事務	観光振興課

第210条の表和歌山県地方港湾審議会の項中「振興課」を「港湾整備課」に改める。

第211条第1項の表局の部局長の項中「局長が当該職務を代理する。」を「局長が当該職務を代理する。ただし、企画部企画政策局長にあっては、企画政策局のうち情報政策課に属する事務を、環境生活部県民局長にあっては、県民局のうち食品・生活衛生課に属する事務を、商工観光労働部商工労働政策局長にあっては、商工労働政策局のうち

労働政策課に属する事務を除くものとする。」に改め、同表課の部副課長の項中「あるときは、当該職務を代理する」を「あるときは、当該職務を代理し、及び担当事務を有する場合にあってはその事務を処理する」に改め、同表室の部副室長の項中「あるときは、当該職務を代理する」を「あるときは、当該職務を代理し、及び担当事務を有する場合にあってはその事務を処理する」に改め、同条第3項の表本庁の部の次に次のように加える。

企画部	I T 統括監	上司の命を受け、情報政策に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-----	---------	--

第211条第3項の表環境生活部の部生活安全監の項の次に 次のように加える。

食品安全監	上司の命を受け、食の安全及び生活衛生に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-------	--

第211条第3項の表福祉保健部の部の次に次のように加える。

商工観光労働部	労働政策監	上司の命を受け、労働政策に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
---------	-------	--

第211条第3項の表局、課及び室の部中「局、」を削り、 同部主幹の項の次に次のように加える。

総括審議員	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
-------	-------------------------

第211条第3項の表文化国際課の部を削り、同表青少年課 の部を次のように改める。

文化国際課	旅券事務長	上司の命を受け、旅券に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-------	-------	--

第211条第3項の表長寿社会推進課の部中「長寿社会推進 課」を「長寿社会課」に改め、同表公共建築課企画保全室

の部を次のように改める。

技術調査課 検査指導室	分室長	上司の命を受け、当該分室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	総括検査員 検査員	上司の命を受け、県が施行する工事の検査（知事が別に定めるものに限る。）及び市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施行する工事の補助金等の額の確定の際必要に応じて行う現地調査（知事が別に定めるものに限る。）等に関する事務に従事する。

第212条第1項の表こころの医療センターの部老人性痴呆疾患センターの項中「老人性痴呆疾患」を「老人性認知症疾患」に改め、同条第2項の表男女共生社会推進センターの

部を削り、消費生活センター紀南支所の部の次に次のように加える。

男女共生社会 推進センター	次長	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるときは、当該職務を代理する。
------------------	----	---------------------------------------

第212条第2項の表高等看護学院及びなぎ看護学校の部の次に次のように加える。

こころの医療 センターリハ ビリテーショ ン部	リハビリテーシ ョン副部長	上司の命を受け、リハビリテーション部長を補佐し、リハビリテーション部長に事故があるときは、当該職務を代理する。
----------------------------------	------------------	---

第212条第2項の表工業技術センターの部を削り、同表高等技術専門校の部中「高等技術専門校」を「産業技術専門

学院」に改め、同部の次に次のように加える。

工業技術セン ター	特別研究員	上司の命を受け、高度の専門的技術の研究に従事する。
--------------	-------	---------------------------

第213条第1項の表室の部室長の項中「総務室」を「総務企画室」に改め、同条第2項の表総務室の部中「総務室」を「総務企画室」に改め、同部青少年主事の項を削り、同表東牟婁振興局総務室の部中「東牟婁振興局総務室」を「東

牟婁振興局総務企画室」に、「当該振興局総務室」を「当該振興局総務企画室」に改める。
別表第2を次のように改める。

別表第2（第35条、第220条関係）

振興局総務企画室のグループ

区 分	グ ル ー プ 名
海草振興局総務企画室	総務・企画防災グループ 人権・県民グループ
那賀振興局総務企画室	総務管理グループ 人権・県民グループ 企画・防災グループ
伊都振興局総務企画室	総務管理グループ 人権・県民グループ 企画・防災グループ
有田振興局総務企画室	総務管理グループ 人権・県民グループ 企画・防災グループ
日高振興局総務企画室	総務管理グループ 人権・県民グループ 企画・防災グループ
西牟婁振興局総務企画室	総務管理グループ 人権・県民グループ 企画・防災グループ
東牟婁振興局総務企画室	総務管理グループ 人権・県民グループ 企画・防災グループ

別表第3中「振興局総務室所管」を「振興局総務企画室所管」に改め、同表1及び2中「那賀振興局総務室」を「那賀振興局総務企画室」に、「伊都振興局総務室」を「伊都振興局総務企画室」に、「有田振興局総務室」を「有田振興局総務企画室」に、「日高振興局総務室」を「日高振興局総務企画室」に、「西牟婁振興局総務室」を「西牟婁振興局総務企画室」に、「東牟婁振興局総務室」を「東牟婁振興局総務企画室」に改める。

別表第5海草振興局健康福祉部の部保健福祉課の項中「障害保健福祉グループ 健康長寿・子どもグループ」を「高

齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ」に改め、同表那賀振興局健康福祉部の部保健福祉課の項、伊都振興局健康福祉部の部保健福祉課の項、有田振興局健康福祉部の部保健福祉課の項及び日高振興局健康福祉部保健福祉課の項中「障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ」を「高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ」に改め、東牟婁振興局健康福祉部の部保健福祉課の項中「障害保健福祉グループ 健康長寿・子どもグループ」を「高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ」に改める。

別表第7海草振興局建設部の部海南工事事務所の款高速用地課の項を削り、同表西牟婁振興局建設部の部近畿自動車

道紀南高速事務所の款用地課の項を次のように改める。

用地第一課	田辺・上富田グループ
用地第二課	白浜・すさみグループ

別表第9岩出保健所の部保健福祉課の項中「障害保健福祉グループ 健康長寿・子どもグループ」を「高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ」に改め、同表橋本保健所の部保健福祉課の項、海南保健所の部保健福祉課の項、湯浅保健所の部保健福祉課の項及び御坊保健所の部保健福祉課の項中「障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ」を「高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ」に改め、同表新宮保健所の部保健福祉課の項中「障害保健福祉グループ 健康長寿・子どもグループ」を「高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

10年和歌山県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第1項中「第20号まで、第22号から」を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第440号

職員の駐在に関する告示(平成15年和歌山県告示第443号)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から実施する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「第234条第2項」を「第208条第2項」に改める。

第1項第1号の表及び第2号の表中「総務室」を「総務企画室」に改める。

第2項第1号の表西牟婁振興局建設部の項中「田辺市の一部安井65の19」を「田辺市龍神村西376」に、「田辺市の一部本宮254の4」を「田辺市本宮町本宮254の4」に改める。

同項第2号の表西牟婁振興局建設部の項中「田辺市龍神村安井65の19」を「田辺市龍神村西376」に、同項中「新宮市の一部 北山村」を「田辺市の一部」に改める。

第3項を次のように改める。

和歌山県規則第35号

和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則(平成

3 交通事故相談所の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
和歌山県交通事故相談所	田辺市朝日ヶ丘23-1	田辺駐在	田辺市 西牟婁郡 新宮市 東牟婁郡	交通事故相談に関する事務

訓 令

和歌山県訓令第17号

庁 中 一 般

各 地 方 機 関

和歌山県内部組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県内部組織規程の一部を改正する訓令

和歌山県内部組織規程(平成8年和歌山県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中「計画局」を「地域振興局」に改める。

第6条第2項中「規則第23条」を「規則第25条」に、「第15号」を「第12号」に改め、同条を第8条とし、同条の前に

次の1条を加える。

(工事検査室)

第7条 農林水産部農林水産政策局農林水産総務課に工事検査室を置く。

2 工事検査室においては、農林水産総務課の所掌事務のうち、規則第25条農林水産総務課の項第10号及び第11号に掲げる事務を所掌する。

3 工事検査室に、室長を置く。

第5条第1項中「商工政策局商工振興課」を「企業政策局産業振興課」に改め、同条第2項中「商工振興課」を「産業振興課」に、「規則第21条商工振興課の項第18号、第22号及び第23号」を「規則第23条産業振興課の項第10号、第11号及び第12号」に改め、同条を第6条とする。

第4条第2項中「規則第20条」を「規則第21条」に改め、同条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

(N P O 協働推進室)

第4条 環境生活部県民局県民生活課に N P O 協働推進室を置く。

2 N P O 協働推進室においては、県民生活課の所掌事務のうち、規則第19条県民生活課の項第16号から第19号に掲げる事務を所掌する。

3 N P O 協働推進室に、室長を置く。

本則に次の1条を加える。

(漁港整備室)

第9条 県土整備部港湾空港局港湾整備課に漁港整備室を置く。

2 漁港整備室においては、港湾整備課の所掌事務のうち、規則第27条港湾整備課の項第2号から第6号に掲げる事務を所掌する。

3 漁港整備室に、室長を置く。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。